

原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル
技術等検討小委員会での検討
に関する検証報告書

平成24年8月

原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討
小委員会での検討に関する検証チーム

原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会での検討に関する
検証報告書目次

第1部 調査について	1
第1章 調査の背景	2
第2章 調査方法について	3
第2部 調査報告.....	7
第2部の記述における略語の使用等について.....	8
報告書の構成と結論	9
第1章 「勉強会」の実態	11
1. 客観的事実	11
2. 「勉強会」の実態についての参加者の認識.....	13
3. 「勉強会」の存在を知らなかった小委員会委員の認識.....	18
4. 検討.....	22
第2章 政策選択肢の評価に用いるシナリオを削った問題	26
1. 政策選択肢とシナリオの関係.....	26
2. 検証すべきテーマ.....	27
3. 3月8日の「勉強会」時点では、シナリオは4つであったこと	29
4. 「勉強会」及び小委員会の開催状況.....	30
5. 3月28日開催の小委員会の時点では、3つの「代表シナリオ」となっていたこと	30
6. 「基本問題委員会におけるエネルギーミックスの時間軸の設定」という理由の説得性.....	33
7. 3月8日開催の勉強会と当日中の原子力政策担当室の対応.....	38
8. 退院した鈴木座長に対する説明と「事後承認」	42
9. 検証結果の要約	43
10. 「勉強会」に参加していた電力関係者が、小委員会による審議を一定の方向に誘導した事実が認められるか.....	44
11. 「小委員会における結論への影響」はあったか.....	44
第3章 調査に付随して判明した事項.....	46
1. 5月1日の「調整会議」	46
2. 新大綱策定会議に関する打合せ等	47
3. 検討.....	49

第1部 調査について

第1章 調査の背景

1. 調査の背景

原子力発電・核燃料サイクルの総合評価に資するデータの整理を行うために、原子力委員会決定により設置された原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会（以下、「小委員会」という）では、核燃料サイクルの政策選択肢について検討し、2012（平成24）年5月に技術等検討小委員会としてのとりまとめを行い、6月に、小委員会座長から、原子力委員会に対し「核燃料サイクル政策の選択肢に関する検討結果について」を報告したところである。

この小委員会における検討過程において、「一部の関係者による『秘密会議』が実施されていた」との報道がなされた。

このため、報道機関が「秘密会議」と指摘している「勉強会」¹に関し、この会合が小委員会の検討過程に影響を与えたか否かについて調査・検証を行うため、内閣府特命担当大臣（原子力行政）の下に、「原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会での検討に関する検証チーム」（以下、「検証チーム」という）が設けられた。

2. 検証チームの構成

検証チームは、後藤内閣府副大臣を長とし、原子力委員会の業務に関与していない内閣府大臣官房の職員で構成した。

また、検証チームによる調査・検証が公正中立かつ客観的に実施することを担保するため、検証チームに外部のコンプライアンスの専門家を顧問として置くことができることとし、顧問から調査・検証にあたって必要な助言を得た。

3. スケジュール

- 6月11日 検証チーム設置
- 6月14日 後藤内閣府副大臣名で関係機関等に協力要請
- 6月22日 関係機関等から資料提出
- 6月26日 聞き取り調査開始（～7月25日 ※再調査を含む）
- 7月13日 顧問委嘱
- 7月20日 内閣府メールサーバーに保存されている電子メール調査（～7月26日）

¹ 新聞報道などでは「秘密会議」と言われている一方で、6月4日に内閣府原子力政策担当室が発表した「原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会に係る作業会合の運営概要について」では、「作業会合」と称されているが、11月14日の内閣府から関係機関へのメールに添付された資料では「原子力発電・核燃料サイクル勉強会（仮称）について」とされ、参加者たちは自ら「勉強会」と称していたことから、本報告書では「勉強会」という。

8月 6日 後藤内閣府副大臣（チーム長）から細野内閣府特命担当大臣（原子力行政）
へ検証報告書提出

第2章 調査方法について

1. 調査の方針

検証チームは、中立、公正な立場で事実関係について調査を実施し、客観的に事実認定を行った。

2. 調査方法

(1) 資料収集

(検証チームからの資料提出要請)

検証チームは、チーム長である内閣府副大臣名の公文書により、「勉強会」に参加した関係機関（原子力委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省、独立行政法人日本原子力研究開発機構、電気事業連合会、日本原燃（株））及び個人に対し、「核燃料サイクル政策の選択肢の在り方を検討するための資料準備・作業連絡等を目的に開催された勉強会等（名称を問わない）に関し、以下の各資料の提出を要請。

- ①勉強会等の一覧（日時、会議体の名称、開催場所、全出席者（陪席した者を含む）、主な内容、配布資料名等を記載）
- ②勉強会等の議事次第・議事録
- ③①の出席者が作成した、勉強会等に関連するメモ（出席した関係者全員の私的メモ含み、記録媒体を問わない）
- ④関係機関等から勉強会等への報告資料・勉強会等での配布資料
- ⑤関係機関等が技術等検討小委員会に対する事前・事後の説明に使用したメモ・資料及びその作成に当たって関係機関等の担当部署内などで議論された際のメール

(提出資料数)

関係機関等から提出された「勉強会」関係資料	約 290件
関係機関等から提出された電子メール	約1,100件

(「勉強会」に関する議事録、議事メモの提出状況)

「勉強会」の議事録及び「勉強会」の出席者が作成した「勉強会」等に関連するメモについては、関係機関からは、

- ・「議事メモを全く作成していない」（内閣府原子力政策担当室・経済産業省・文部科学

省・日本原燃)

- ・「組織で管理しているものでなく、真偽の担保ができないことから提出を控える」(電気事業連合会)

との回答があり、唯一、日本原子力研究開発機構から、出席者が作成したメモが提出された。但し、このメモについては、全ての勉強会を網羅しているものではなかった。

また、専門家として参加していた個人も勉強会の議論についてメモを取っていないとの回答であった。

(2) 内閣府メールサーバーの電子メールの調査

(経緯)

顧問から、検証を行う以上、関係機関から任意に提出された電子メール以外にも、特に「勉強会」の事務局を行っていた内閣府のメールサーバーに残されている電子メールについても可能な限り確認を行うべきであるとの助言があり、これを受けて、検証チームが時間的な制約の中で優先すべきと判断した内閣府の電子メールの記録についてメールサーバーから取得して調査を行った。

(調査対象メール数)

約6,600件

(3) 関係者への聞き取り調査

(対象者)

「勉強会」の概要の把握及び「勉強会」の技術等検討小委員会の検討への影響の有無の把握のために不可欠な以下の対象者について聞き取り調査を行った。

- ①原子力委員会委員と内閣府職員のうち技術等検討小委員会及び「勉強会」に業務上関係していた全ての職員
- ②関係府省は課室長クラス(課室長クラスが1名の場合は、1機関から複数聴取する観点から課室長でない者も含む)
- ③独立行政法人日本原子力研究開発機構及び電気事業者は部長クラス以上
- ④勉強会に参加した専門家(2名)
- ⑤技術等検討小委員会委員(7名)

(聞き取り項目)

対象者①～④に対して、以下の項目について聞き取り調査を行った。

- ①「勉強会」と聞き取り対象者との関係
- ②「勉強会」の開催目的・位置づけ
- ③「勉強会」と技術等検討小委員会との関係(勉強会における議論の概要を含む)

④「勉強会」の運営状況

対象者⑤に対して、以下の項目について聞き取り調査を行った。

- ①「勉強会」の開催について
- ②「勉強会」と技術等検討小委員会との関係（「勉強会」の技術等検討小委員会への影響を含む）

（聞き取り調査の実績）

- ①聞き取り調査対象者数 のべ42人
- ②所要時間 約43時間

（再聞き取り調査の実施）

「勉強会」の議論の概要の分析にとって特に重要な人物については再度、ヒアリングを実施。

（4）検討

関係機関等から提出された「勉強会」に関する資料、電子メール及び聞き取り調査結果に基づき、「勉強会」における議論の概要、「勉強会」による技術等検討小委員会の検討への影響の有無について、検討を実施した。

（5）調査体制

（検証チーム）

チーム長 後藤斎内閣府副大臣

顧問 國廣正弁護士、高巖麗澤大学経済学部教授・学部長

チーム員 吉川晃大臣官房審議官、幸田徳之大臣官房政策評価審議官、須藤憲司大臣官房参事官、加藤義行大臣官房、荒木琢也大臣官房総務課課長補佐、高木智章大臣官房総務課、中村雄一大臣官房人事課、根津純也大臣官房、齋田翔大臣官房

（顧問について）

検証チームが行う調査、検証に関して必要な助言を行い、中立、公正な調査を担保するため、7月13日、國廣、高の両氏が検証チームに顧問として参加した。

検証チームの会合はつぎのとおりである（※は、顧問が参加した会合である。）。

- ①6月11日（月曜）
- ②6月18日（月曜）

- ③ 6月25日 (月曜)
- ④ 7月 2日 (月曜)
- ⑤ 7月 9日 (月曜)
- ⑥ 7月12日 (木曜)
- ⑦ 7月13日 (金曜) ※
- ⑧ 7月17日 (火曜) ※
- ⑨ 7月18日 (水曜)
- ⑩ 7月19日 (木曜) ※
- ⑪ 7月23日 (月曜) ※
- ⑫ 7月25日 (水曜) ※
- ⑬ 7月29日 (日曜) ※
- ⑭ 7月31日 (火曜)
- ⑮ 8月 1日 (水曜) ※
- ⑯ 8月 2日 (木曜) ※
- ⑰ 8月 3日 (金曜) ※

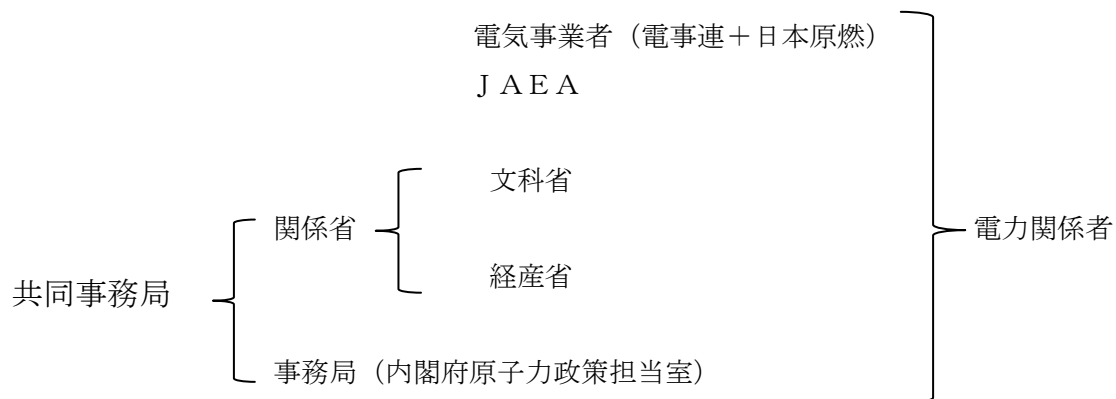
第 2 部 調查報告

第2部の記述における略語の使用等について

1. 略語表

略語	正式名称
小委員会	原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会
基本問題委員会	総合資源エネルギー調査会基本問題委員会
文科省	文部科学省
経産省	経済産業省
電事連	電気事業連合会
電中研	一般財団法人 電力中央研究所
JAEA	独立行政法人 日本原子力研究開発機構
FBR	高速増殖炉

2. 用語について



報告書の構成と結論

1. 原子力委員会に求められる中立性・公正性・透明性

原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項（原子力安全委員会が所掌する安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く）について、企画し、審議し、及び決定するとされている（原子力基本法第5条1項）。

原子力委員会は、国の原子力政策で重要な役割を果たす行政組織（いわゆる「第8条委員会」）であり、その運営は、独立性を確保し、透明性をもって行われなければならない。これは原子力委員会決定により設置された技術等検討小委員会（以下「小委員会」）においても同様である。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、原子力の安全性に対する国民の意識は飛躍的に高まった。国民の原子力に対する厳しい目は、直接的な「安全の確保のための規制」（原子力安全委員会の所掌）に止まらず、原子力委員会が所掌する核燃料サイクルのあり方などを含む原子力の研究、開発及び利用の全体に及んでいる。

このような状況において、国の原子力政策に対する国民の信頼を確保するために、原子力委員会決定により設置された小委員会の運営においては、その中立性、公正性、透明性が、より一層重要となる。

原子力発電や核燃料サイクルを今後どうしていくかという問題は、極めて専門性の高い技術的事項を基礎として議論されるべきものであるが、技術論のみから一義的に結論が導かれるものではない。この問題について、いかなる選択肢を提示するかは、国民の意思に基づく政策的な判断の基礎となる重要事項である。したがって、提示すべき選択肢（「政策選択肢²」との関係で示される複数の「シナリオ」）を策定する小委員会による作業のプロセス自体も、正確な技術情報をもとに、中立性、公正性、透明性を確保して行われなければならない。

2. 本報告書の構成

本報告書の構成は次のとおりである。

第1章では、いわゆる「勉強会³」の実態を明らかにしつつ、「勉強会」に参加していた電

² 「政策選択肢」とは、「使用済燃料の処理に関する基本的な方針」を意味し、「全量再処理」「直接処分」「再処理と直接処分の併存」という3つに大別される(第9回小委員会資料第2号)。

³ 新聞報道などでは「秘密勉強会」と言われている一方で、6月4日に内閣府原子力政策担当室が発表した「原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会に係る作業会合の運営概要について」では、「作業会合」と称されている。しかし、11月14日の内閣府から関係機関へのメールに添付された資料では「原子力発電・核燃料サイクル勉強会（仮称）について（案）」とさ

力関係者が、小委員会に対して何らかの影響を及ぼそうとしたかについて検証する。

第2章では、「勉強会」に参加していた電力関係者が、第1章で検証する一般的な影響を超えて、小委員会による審議を一定の方向に誘導した事実が認められるか、そして、この誘導により小委員会の結論が影響を受けたと認められるかについて検証する。

第3章では、「勉強会」に直接関係する事項ではないが、「検証チームによる調査に付随して判明した事項」について指摘する。

3. 結論

(1) 「勉強会」の実態について

「勉強会」は、小委員会の作業部会的な位置づけで技術的事項に関する情報提供を行うという役割を果たしていた。しかし、「勉強会」に参加していた電力関係者は、単なるデータ提供や計算等の作業に止まらず、資料の作成を通じて、あるいは資料作成の機会を利用して、小委員会座長に対して自らの立場を発言するなどしていた。したがって、「勉強会」の実態は、小委員会での審議に影響を及ぼそうという意図も持つものであった。

(2) 政策選択肢の評価に用いるシナリオを削った問題について

(2-1) 「勉強会」に参加していた電力関係者が、小委員会による審議を一定の方向に誘導したかどうかについて

「勉強会」に参加していた電力関係者は、小委員会が政策選択肢に対応する「シナリオ」を審議する際に用いる資料を作成するにあたり、当初4つ存在したシナリオの中から電力事業者に不利となる可能性があるシナリオ3を削除し、電力関係者に不利となる可能性が比較的小さい3つの代表シナリオを示す資料を作成したが、このような行動は、小委員会の審議に対する誘導であったと認められる。

(2-2) シナリオを削ったことによる「小委員会の結論への影響」について

ほとんどの委員は否定していることから、「勉強会」においてシナリオを削ったことが小委員会の結論に影響を及ぼしたと認めることはできない。

しかし、意思決定のための諸前提がある意図のもとで取捨選択されれば、そこから先の議論は与えられた前提の影響を受ける。したがって、結論が影響を受けた可能性を完全に否定することまではできない。

(3) 調査に付随して判明した事項について

「勉強会」とは別に、小委員会の最終とりまとめに向けた「調整会議」と新大綱策定会議に向けた「打合せ」という会合の存在が認められた。これらは、原子力委員会に求められる中立性、公正性、透明性という観点から、不適切と言わざるを得ない。

れ、参加者たちは自ら「勉強会」と称していたことから、本報告書では「勉強会」と称する。

第1章 「勉強会」の実態

1. 客観的事実

1. 1. 原子力発電・核燃料サイクル小委員会（以下、「小委員会」という。）の設置

2011（平成23）年9月27日、原子力委員会決定により小委員会が設置された（資料1）。構成員は7名であり、鈴木達治郎原子力委員会委員長代理（以下、「鈴木座長」という）が座長となった。

小委員会の目的は、「原子力発電・核燃料サイクルの総合評価に資するデータの整理を行う」とされた。

1. 2. 「勉強会」の開催案内

①「勉強会」の第1回は、11月17日に開催されたが、その開催案内は、11月14日13時52分、内閣府原子力政策担当室A氏が「原子力発電・核燃料サイクル勉強会（1回目）の開催案内」と題するメールで送信した。

このメールの宛先は、原子力委員会、内閣府原子力政策担当室、電事連、JAEA、電中研である。

このメールには、「原子力発電・核燃料サイクル勉強会（仮称）について（案）」と題するファイルが添付されている（資料6）。このファイルには、「目的」として「新大綱策定会議で議論される原子力発電・核燃料サイクルの検証を円滑に実施するため、重要な課題の抽出及び必要なデータの整理等を行う」と記載され、「小委員会との関係」として「本勉強会で方向性を検討し、その方向性に従って、適宜、小委員会で審議する」と記載されている。

また、このメールの本文には「3. 内容」として「・六カ所再処理工場を止めた場合のデメリット ・フェードアウトシナリオとなった場合のデメリット 電事連殿、JAEA殿へ 上記の影響を各々の立場でデメリットを出して持ち寄りますので、準備願います」と記載されている。

②また、内閣府原子力政策担当室B氏も、同日14時52分、文部科学省、経済産業省を宛先に「原子力発電・核燃料サイクル勉強会（1回目）の開催案内」と題するメールを送信している。

このメールには、「【参考】電事連殿、JAEA殿へ上記の影響を各々の立場でデメリットを出して持ち寄りを依頼しています」と記載されている。

1. 3. 「勉強会」設置の経緯（資料2のヒアリング記録参照）

「勉強会」の設置を定める公式の文書は存在しない。

「勉強会」設置の経緯についての関係者の回答内容には一致しない点もあるが、おおむね次のようなものである。

(1) 原子力委員会近藤委員長の認識（資料2-1）

「勉強会の発案は私だと思う」

「コスト検討の報告が終わって、エネ環会議からの要請で経済産業省の基本問題委員会が原子力比率を変えた幾つかのエネルギーミックス案を年末までに提出するので、エネ環会議からそれに整合する核燃料サイクルのオプションを原子力委員会から提案してくれということになった」

「そこで、基本問題委員会のアウトプットがどんなものになるか、いつでてくるか分からない状況でも、それを予想し、その範囲で検討するとしたらどんなことまでを考えることになるか、その分析にシミュレーション等が対応できるのかということをおおむね勉強しておく必要があると思い、関係者、専門家を集め、勉強会を始めた」

(2) 小委員会長鈴木座長の認識（資料2-2）

「勉強会は、3. 11以降、発電コストの見直しの観点から、電中研、東大からリスク評価の専門家を呼んで、3回ほど開催されたものの延長線上に位置づけられる。原子力比率0もありうると想定して、コストや課題の整理のために11月から開催することになった」

「始めの頃は近藤委員長が主宰という感じ」

「11月の段階では大きなテーマの話をしていた。12月に小委員会の再開が決まってからは、小委員会対応に内容が変わってきた」

「勉強会の作業はその資料を作るための作業であり、公開でやるものでもないし、報告書案や資料の内容を決定する場でもない」

(3) 「勉強会」の事務方を務めた内閣府の担当者の認識（資料2-7）

「エネ環会議から原子力比率に応じたサイクル政策選択肢を出すよう依頼があった。依頼スケジュールがタイトであったため、鈴木代理に相談し、効率的に資料作成を行えるよう勉強会という方法をとった」（内閣府原子力政策担当室A氏）

「内閣府としてきっちりした資料を作るためには、専門家を集めて作る必要があった」（内閣府原子力政策担当室A氏）

なお、以下で述べるように、「勉強会」の実際は、遅くとも2012（平成24）年1月以降は、近藤委員長の認識とは異なり、資料作成を中心とするものとなっていた。

1. 4. 「勉強会」の開催回数と参加者

(1) 開催回数

「勉強会」は2011（平成23）年11月17日から2012（平成24）年4月24日までの間に23回開催されている（別紙2「勉強会及び技術等検討小委員会における議論（時系列）」開催一覧参照）。

なお、小委員会は2011（平成23）年10月11日から2012（平成24）年5月16日までの間に15回開催されている（別紙2「勉強会及び技術等検討小委員会における議論（時系列）」開催一覧参照）。

(2) 参加者

別紙3の「原子力発電・核燃料サイクル勉強会の概要について」参加者一覧のとおりである。

鈴木座長が「座長」として、ほぼ全ての回に出席して、「勉強会」をリードしていた（ただし、3月8日と3月12日の2回に限って欠席⁴）。

内閣府原子力政策担当室のA氏が事務方として「勉強会」の司会進行等を行っていた。

1. 5. 勉強会における作業

「勉強会」では、主として次のような作業が行われていた。

- ・小委員会での議論を想定して、事業者等に各種データやメリット・デメリット等の評価などの提出を割り振り、提出されたデータや評価などを検討、整理して、小委員会で委員が検討する資料作成のための作業
- ・小委員会での議論を受けて、事業者等に各種データの提出や委員の質問等に対する回答などの提出を割り振り、提出されたデータや回答などを検討、整理して、小委員会で委員が検討する資料作成のための作業

2. 「勉強会」の実態についての参加者の認識

以下では、「勉強会」参加者の認識についてのヒアリングの結果を整理して示す。

ヒアリングの結果は「勉強会」参加者によってニュアンスが異なり、認識は必ずしも一致しておらず、このこと自体、「勉強会」の位置づけの不明確性と「勉強会」運営の不透明性を示している。ここでは、鈴木座長と、「勉強会」の事務方を務めていた内閣府関係者のヒアリング結果を中心にまとめる（ヒアリングの詳細は、資料2参照）。

2. 1. 「勉強会」に出席していた鈴木座長、田中委員以外の小委員会の委員は「勉強会」の存在を知っていたか

⁴ この鈴木座長が欠席した2回の「勉強会」における他のメンバーによる動きについては、第2章で詳述する。

検証チームのヒアリングにおいて、伴委員、又吉委員、松村委員、山地委員、山名委員は、いずれも「知らなかった」と回答している。

すなわち、「勉強会」は、小委員会として作業の必要性から正式に設置を認めたものではなく、一部の委員の了解のもとで設置されたものである。

なお、「勉強会」当初には、原子力委員会の秋庭委員、大庭委員、尾本委員が参加することもあった。

2. 2. 「事務局」はどの範囲か（資料 2-2、2-7、2-8、2-10）

「経産省、文科省は（内閣府との）共同事務局」（鈴木座長）

「経産省、文科省は（内閣府との）共同事務局」（内閣府原子力政策担当室A氏）

「事業者も事務局員という認識」（内閣府原子力政策担当室B氏）

「事業者も含め、勉強会参加者全員が大きな事務局という認識。外部の者という認識はなかった」（内閣府原子力政策担当室D氏）

2. 3. 「勉強会」と小委員会の関係（資料 2-2、2-6）

2. 3. 1. 関係全般

「勉強会の作業はその資料を作るための作業であり、公開でやるものでもないし、報告書案や資料の内容を決定する場でもない」（鈴木座長）

「私は、勉強会は民間事業者から必要なデータをヒアリングする場と認識しており、その開催に違和感がない」（内閣府中村参事官）

2. 3. 2. 事業者を「勉強会」のメンバーとすることについて（資料 2-2、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、2-12、2-14）

「JAEA、電事連はデータ提供を得るために必要。電事連が日本原燃をつれてきていた」（鈴木座長）

「スケジュールがタイトであったため、鈴木代理に相談し、効率的に資料作成を行えるよう勉強会という方法をとった」「内閣府としてきっちりした資料を作るためには、専門家を集めて作る必要があった」「日本原燃は電事連がコスト計算に必要なため連れてきた」（内閣府原子力政策担当室A氏）

「勉強会への参加者については、私たち（内閣府原子力政策担当室）が電事連とJAEAという組織を選んだ。電事連の推薦で日本原燃が入った」（内閣府中村参事官）

「短期間で精度の高い核燃料サイクルの資料を作成するため、データの提供元である日本原燃にも参加していただくことになった」（内閣府原子力政策担当室B氏）

「正確な資料作成のため、内部資料を電気事業者（外部の人間）に事前にレビューしてもらうことについて違和感はなかった」（内閣府原子力政策担当室C氏、D氏）

「原子力政策担当室だけで経済性評価や定量評価を行うことはできない。こういった勉

強会のような場合は、今後も何らかの形で必要と考える。情報の提供を受けることが必要である」(内閣府原子力政策担当室H氏)

「勉強会に利害関係者が参加していることについては、意識していなかった。よし悪しは別として、十分な知識・情報がある者から情報提供を受けないと、正確な資料が作成できず、必要なプロセスだという認識だった」(内閣府原子力政策担当室F氏)

2. 3. 3. 事業者側からその立場に基づく発言がなされたことについて (資料2-2)

(1) 鈴木座長の認識

「覚悟はしていたが、事業者から政策に係る意見も出た。シナリオについては、基本問題委員会では2030年までとされたが、核燃料サイクルについてはより長期にできないかという時間軸に関する議論があり、大きなせめぎ合いになった。3月2日だと思う。FBRや六ヶ所後の再処理の議論と関係してくる」(鈴木座長)

「日本原燃のU氏は色々と主張された。私は、新聞報道にあるように『おっしゃるとおり』とはいつも言うが、その後に反論もする。そこが引用されていない。決定の場ではないので引き取って後で決めていた。サイクルのコスト評価のやり方については、勉強会で厳しいやり取りをした。日本原燃のU氏は前回の政策大綱と同様に政策変更コストを加えて比較することを提案したが、我々は加えない方針だった」(鈴木座長)

「勉強会の場で、陳情、要望があったのは事実で、それもあって計算が終了した4月24日で会を閉鎖した」(鈴木座長)

「私としては、小委員会という公開の場での議論を誠実にまとめたという点には、100%自信がある」(鈴木座長)

「電事連・日本原燃は、自らの立場を発言することもあった。経産省や文科省も、それぞれの立場を述べることもあった。これらが、時には私への圧力になっていた」(鈴木座長)

(2) 内閣府等の担当者の認識 (資料2-7, 2-12, 2-16)

「勉強会において、政策に関する意見が出た場合は、鈴木代理の判断により意見を反映させるか否かを判断していた」(内閣府原子力政策担当室A氏)

「事業者から政策判断的なコメントもあったと思うが、その意見を資料に反映させるかは別であり、その最終的な判断をしていたのは鈴木座長」(内閣府原子力政策担当室F氏)

「勉強会での議論をまとめ、小委員会の資料に反映させるかどうかの判断権者は鈴木座長であり、事務局が恣意的な内容変更を行うことはできなかった。鈴木座長は公正な会議運営について徹底していたと認識している」(内閣府原子力政策担当室J氏)

2. 3. 4. 小委員会の資料を事前に「勉強会」に提出した点について

(1) 鈴木座長の認識 (資料2-2)

「ここで事前に資料を入手したことで、電気事業者が小委員会の委員に働きかけを行った可能性は否定できない。電気事業者に資料を事前に見せたことは作業に必要ということで違和感はなかった」（鈴木座長）

(2) 内閣府等の担当者の認識（資料 2-6、2-7、2-8、2-11）

「勉強会への資料の事前配布は、勉強会に鈴木座長が同席していたので、鈴木座長の了解もあったと理解している」（内閣府中村参事官）

「資料を小委員会より先に勉強会に配布したという批判があるが、結局データを出してもらうのは関係者なので、先に関係者に配布し、事前準備等のために配布していた。事務局側の人間としては、勉強会は作業部会であるというイメージでいた」（内閣府原子力政策担当室 A 氏）

「勉強会へ提出した資料で勉強会への参加者が小委員会の委員へ事前説明したことはない」と認識。小委員会の資料案一式を小委員会開催前の勉強会に配布したのは、事実関係を確認するための部分とそれ以外の部分とを分ける余裕が無く全体として出したもの」（内閣府原子力政策担当室 B 氏）

「正確な内容の資料を作成するにあたり、内部資料を電気事業者（外部の人間）に事前にレビューしてもらう事について問題意識はなかった」（内閣府原子力政策担当室 D 氏）

「勉強会で配布された小委員会の資料をもとに、事前に小委員会の先生へ働きかけた可能性はあったと思う」（内閣府原子力政策担当室 E 氏）

2. 3. 5. 「勉強会」の議事録、議事メモについて

検証チームは、関係機関に「勉強会」の議事録、議事メモの提出を求めた。また、議事録、議事メモに関するヒアリングを行った。その結果は次のとおりである。

(1) 内閣府

（書面回答：平成 24 年 6 月 22 日 原子力政策担当室名 資料 4-1）

「当部局では作成・取得しておらず、保有していない」

「勉強会等については、原子力委員会の原子力発電・核燃料サイクル小委員会の資料準備のための作業連絡等を行うものであったことから、当部局においては議事の内容を記録した文書は作成されていない」

(ヒアリング)

「議事録を作成していないのは、誰が決めたものでもなく、資料作成が目的の勉強会という性質上、資料を発注して刈り取ればよく、その必要性が無かったため」（内閣府原子力政策担当室 B 氏）

「議事録とは、“誰が”、“いつまでに”、“何を”を記録として残すものと考えており、

小委員会での委員のコメントに基づく、資料作成に当たってのアクションリスト（作業分担がわかるもの）がこれを満たしていたことから、議事メモ等の作成について必要性を感じなかった」（内閣府原子力政策担当室D氏）

「資料にメモを書き込み作業し、更新資料が出来たら、新旧資料の混乱を防ぐため旧資料を捨ててしまうので、残っていない」（内閣府原子力政策担当室H氏）

（２）経済産業省（資源エネルギー庁）

（書面回答：平成24年6月22日 資源エネルギー庁長官名 資料4-2）

「勉強会に関連する議事メモ等については、現時点では見つかっておりません」

（ヒアリング）

「勉強会はものが決まる会議ではないので、議事メモの必要性を感じないし、メモを確認したこともなく、経産省では個人のメモを含めて作成していなかったと認識している」（吉野課長）

「勉強会は、作業発注と刈り取りのために行っているという認識だったので、経産省では誰も議事メモを作成していないと思う（経産省としては主要なメンバーが出席していたので、課内で勉強会の情報を回覧する必要は全く無かった）」（森本課長）

（３）文部科学省

（メール回答：検証チームあてに2012年7月4日水曜日15:55に送信された 【回答】ご質問の件について」と題するメール）

「文科省では、勉強会の議事概要を作成しておりません」

（ヒアリング）

「関係するラインで出席していたため、事後に報告する必要がなかった。また、出席しなかった場合でも口頭で簡単な情報共有がなされていた。また、研究開発に特化した議論が少なかったため、報告も内容もあまりなかった。随行者にメモの作成も指示していない」（西條室長）

（４）日本原燃

（書面回答：2012年7月3日 代表取締役社長名 資料4-4）

「見つかっておりません」

（ヒアリング）

「議事メモは審議会や委員会であれば取っていたが、勉強会についてはデータや作業の方向性の認識があれば良いので取っていなかった」（U氏）

（５）電気事業連合会

（書面回答：2012年7月5日 電事連会長名 資料4-3）

「議事メモについては、組織で管理しているものではなく、出席者や発言者の確認をしていない等、真偽の担保ができないことから、提出を控えさせていただきます」

(ヒアリング)

「議事メモについては、担当者の視点によるメモ・忘備録のようなものであり、組織的なものではなく、公開に耐えられるようなものではないので、提出していない」(T氏)

(6) JAEA

JAEAは、検証チームに「勉強会」の議事メモを提出した(資料4-5、5)。

(7) 近藤委員長

「勉強会は、勉強とブレインストーミングの場だから、参加者がそれぞれに学ぶところ。何も意思決定しないから、その内容を紙に残さないというか、残すものがないという理解だった」

(8) 鈴木座長

「私は、事務局会合であり、議事メモの必要はないと思っていた。今思うと取っておけばよかったと思っている」

「ICレコーダーなどがあつたかどうか記憶にない。メインテーブル以外の後ろに座っていた方がメモを取っていたのは見た。記憶では経産省、電事連はとっていたと思う。」

3. 「勉強会」の存在を知らなかった小委員会委員の認識

3. 1. 「勉強会」と小委員会の関係全般について

「勉強会の存在について、効率的な資料作成のために、作業確認の場として関係者が集まることについては問題ないと考えている」(又吉委員)

「資料は公開できなかったかもしれないが、勉強会を公表しなかったのは問題と考えている。さらに問題なのは、勉強会について公表していないことについて指摘を受けても原子力委員が問題だとの意識を持たなかった事」(松村委員)

「電事連、JAEA、日本原燃などの原子力関連事業者が、勉強会において、小委員会向けの資料やデータを準備していたが、電事連等から情報の提供を受けること自体は今の体制ではある程度は仕方のないことだと考えている」(松村委員)

「勉強会について、データを収集するという事自体は否定しない。原則として公開でやるべきだった。公開でやれなくても、このような会議を行うことをあらかじめ公表し、公開できない理由を説明し、かつ経営情報などの開示できない情報を除いて議事録が作成・公開されれば問題は無かったと考える。これまでこのような手法を問題と認識していなかった事は大きな問題」(松村委員)

「何らかの準備として電気事業者等の協力を得る場はあると思っていた。コストの計算

をするにしてもJAEAや日本原燃からデータ入手する必要があるだろうし、その他の計算についても計算手法をもっている者、データをもっている者とコンタクトして作業する必要がある」(山地委員)

「小委員会に電気事業者等が入っていないので、勉強会で事業者の意見を聴くプロセスがあっても問題ないと認識している」(山地委員)

「報道を見る限り、本格的な勉強会のようなので、その存在自体が周知されていないのは奇妙に思えた」(山名委員)

3. 2. 「勉強会」の小委員会への影響

「秘密会議(勉強会)の存在を報道で知ってショックを受けた。事業者が入って資料作成作業に従事していた事にもショックを受けた。個人的には納得していない。関係府省間で資料の内容について調整するというのはこれまでの慣例もあるということだと思う。勉強会については、事業者まで入った勉強会で議論の方向性を決めていたと受け止めている」(伴委員)

「小委員会の議論は鈴木座長が主導していた部分があれば、委員から出されたコメントを中心に議論が行われた部分もあったと記憶している。鈴木座長はフェアに運営しようと心がけてくださったと感じている。他に対立意見があり、自分の意見が採用されない場面もあったが、議論の進め方はアンフェアとは感じておらず、また、議論が強引に運ばれたとは思っていない。しかしそれは小委員会の場においての話である。秘密会議(勉強会)における資料作成の場において、事業者との合意が図られている構造は問題であると考えている」(伴委員)

「一面的な情報で資料を提示する仕方は問題であると考えている。流れをつくるうえでマイナスのデータを隠すようにしていると考えている。例えば、再処理のロス率についてはフランスの事例を確認するよう意見をだしたが、当初の案がそのまま通り、詳しく調査されることは無かった」(伴委員)

「事務局のほうで、予め特定の方向にもっていこうという意思が強く働いたまとめ方になっていると感じられた。小委員会自体はフェアであったが、秘密会議(勉強会)における打合せの方向性が強く影響していたと考えている」(伴委員)

「小委員会資料の内容及び議論の流れについて、全量直接処分、全量再処理又は再処理と直接処分併存のどれかに偏っているという印象は無かった」(又吉委員)

「小委員会に配布される資料について、再処理を残そうというバイアスはかかっていたと思うが、それが勉強会の影響によるものなのかは疑問。再処理を熱心に支持している委員の発言を取り入れようとした結果として、歪んでしまったのかもしれない」(松村委員)

「小委員会では十分議論をしたし、その機会が十分与えられたと思っているので、小委員会に提出された資料が歪んでいたと認識はしているが、議論によって是正された」(松

村委員)

「(4月24日の勉強会で配布された資料では、直接処分が、総費用においては優位とされ、その後の5月8日の小委で配布された資料では、政策1、2に比べ優位となる可能性が高い、と記載されていたことについては) 5月8日の資料について、選択肢間の記述の表現ぶりが統一されておらず、直接処分については、他の選択肢と比べてアンフェアに辛口だったと考えている」(松村委員)

「小委員会の議論の運営については、中立的にフェアに行われたと考える。オブザーバーとして参加した近藤委員長の発言も極めて中立的な発言だった。議論・結果が誘導されたとは考えていない」(松村委員)

「小委員会は、少人数で委員がフランクに議論できる小委員会らしい小委員会だった。議論は公正中立に実施された」(山地委員)

「推進派のみの勉強会で作られた資料によって、小委員会の議論に影響があったとは感じない。できるだけ多様な意見が含まれる資料があるのはよいこと」(山地委員)

「勉強会が小委員会の議論の中身に影響があったとは思えない。どこかに議論を誘導しようという意図は感じない。誘導されるほど馬鹿じゃない」(山地委員)

「資料に事業者の意見が入っていたかどうかは分からない」(山地委員)

「資料の作りによって小委員会における議論に影響されるようなことは、少なくとも私はない」(山地委員)

「原子力委員が勉強会に出席していることについて、データをもっている電気事業者からのヒアリングの場に、状況を知るために原子力委員が出席しているのは、自然なこと。ただ、報道にあるように、秘密裏に口裏合わせをしているような誤解を招くものであれば、やらない方がよい」(山名委員)

「小委員会委員は、小委員会の場で内閣府から示されたデータをもとに議論すべきなので、政府がデータを収集している過程の場にいることは適切ではないと思う」(山名委員)

「小委員会で配布された資料は、中立的なものだった」(山名委員)

「小委員会では、小委員会の委員が議論の主導権を握り、中立公平で活発な議論がされたが、若干、全量直接処分に対して手厚く対応していて議論のバランスを取っていた印象もある。会議全体として、小委の2～3日前に未定稿が送付されてきたが、これらの資料については、十分、議論のたたき台になっていた」(山名委員)

3. 3. 小委員会の資料を事前に「勉強会」に提出した点について

「秘密会議(勉強会)で事前に小委員会の意見書が配布されたことについて、鈴木座長から誰かに見せるという話は無かった。配布された意見書は秘密文書に位置づけられるものもあり、公文書が本人の了解なく第三者に渡っているのは厳密に言えば違法行為であると考えている」(伴委員)

「小委員会の資料が委員に示される前に秘密会議(勉強会)において事業者配布され

ていたことについて、その構造自体が問題であると考えている」(伴委員)

「2月2日の勉強会で事業者に対して小委員会委員の意見書が配布されたことについて、鈴木座長から意見書を提出して欲しいという依頼があったので提出したが、電気事業者に配布することは知らなかった。鈴木座長から了解を求める話もなかった。ただし、提出した意見書を修正しろという指示を受けたことは無く、作業のために必要であったのなら特段違和感を感じていない」(又吉委員)

「小委員会の資料が委員に示される前に電気事業者も確認していたことについて、オブザーバーで参加している人が事前に資料を受け取り、勉強して準備することは問題ないと考えているが、それ以外の電気事業者が受け取ることは良くないと思う」(又吉委員)

「小委員会の資料を、事実関係の確認という意味で事前に勉強会で事業者へ配布している点については、誰のどのような指摘でどう変わったのか履歴が残るような透明な形であれば、問題ないを考える」(松村委員)

「電気事業者に対して事前に小委員会資料を見せることは悪いとは思わない。議論についての根回しのようなものともいえる。全てを相談している構図はおかしいが、実行可能な政策を作る場合、電気事業者ができないことを決めてもワークしないわけで、電気事業者の意見を聴くこと自体は悪くない」(山地委員)

「小委員会で、鈴木座長から小委員会委員へ「政策選択肢を議論する上での重要課題」について意見の提出を依頼しているが、その資料が小委員会で配布される前に2月2日の勉強会で配布されていることについて、一般論として、事前に特定の関係者だけに見せるのは多少不公平かもしれない。提出した意見については、小委員会事務局に提出した段階で、事務局に取り扱いを任せたと認識だった」(山名委員)

3. 4. 「勉強会」の議事録、議事メモが存在しないとされている点について

「議事メモ等が残っていないことが信じられない。作業割り振り表は公開されているが、それだけとは思えない。資料作成の作業において、メモを作成しないと作業が次に進まないのではないかと。少なくとも参加者がプライベートに作成したメモは存在すると思うが、提出していないと考えている」(伴委員)

「勉強会に関する議事メモ等が残っていないことについて、勉強会の内容次第のところがあると思う。勉強会の内容を詳しく知らないので何とも言えない」(又吉委員)

「議事メモの作成については勉強会の内容次第だと考える。事実確認をし資料を作成するだけの文字通りの作業部会だったとすれば、議事メモが無くてもおかしくはない。ただ、事実確認以上の判断を伴う議論があったとすれば、議事メモが無いのはおかしい」(松村委員)

「議事メモが作成されていないことについて、会合ではなくフリートークの場であれば、通常はメモを残さないと思うが、勉強会の扱いが不明なので、何とも言えない」(山名委員)

4. 検討

4. 1. 「勉強会」はデータを収集し、整理するだけの単なる「作業部会」であったか

4. 1. 1. 「原子力発電・核燃料サイクル勉強会（仮称）について（案）」の文言

「勉強会」参加者の多くは「勉強会は事業者から資料・データを収集するための作業部会である（作業部会に止まる）」「正確な資料作成のためには、データをもち、計算能力のある事業者が入るのは当然」として、「勉強会」の必要性、正当性を主張している。

「勉強会」の存在を知らされていなかった小委員会の委員も「効率的な資料作成のための作業確認の場に止まっていたこと」を前提に、「勉強会」を不当なものとは見ていない。

しかし、内閣府原子力政策担当室A氏が送信した第1回の「勉強会」開催通知（11月14日月曜日 13:52）（「原子力発電・核燃料サイクル勉強会（仮称）について（案）H23.11」資料6）と題するファイルが添付されているが、ここには「本勉強会で方向性を検討し、その方向性にしながら、適宜、小委員会で審議する」と記載されている。この記載は、「勉強会」は単なる作業部会に止まるものではなく、小委員会の議論に一定の影響を及ぼそうという目的も併せ持つものであったことを示しているといえる。

4. 1. 2. 「勉強会」参加者側の説明とその検討

この「方向性」という文言の意味については、

「『方向性』とは、資料作りの前提条件、可能性、妥当性などを調べて決めていくということと認識」（内閣府中村参事官）

「勉強会で議論の方向性まで決めていたという意識はなく、あくまでも資料の方向性を検討していた」（内閣府原子力政策担当室A氏）

という説明がなされている。

しかし、

- ①内閣府原子力政策担当室A氏が送信した上記メール本文の「六カ所再処理工場を止めた場合のデメリット フェードアウトシナリオとなった場合のデメリット 電事連殿、JAEA殿へ 上記の影響を各々の立場でデメリットを出して持ち寄りますので、準備願います」という記載、
- ②同じく内閣府原子力政策担当室C氏が送信した第2回の「勉強会」開催通知（11月21日月曜日 14:09）本文の「原子力比率を削減させた場合のケーススタディにおける中期、長期の問題点の抽出（電事連さん、JAEAさんに議論のたたき台をお願いしております）」という記載、
- ③同じく内閣府原子力政策担当室C氏が送信した第3回の「勉強会」開催通知（12月2日金曜日 16:33）に「原子力比率を削減させた場合のケーススタディにおける中期、長期の問題点の抽出（費用面も含め）」という記載、

等を踏まえれば、ここでいう「方向性」が単なる「資料の方向性」に止まらないことは明らかである。

4. 1. 3. 「勉強会」の実態

そもそも、鈴木座長自身が、「覚悟はしていたが、電気事業者から政策に係る意見も出た」「日本原燃のU氏は色々と主張された」「勉強会の場で、陳情、要望があったのは事実」「電事連・日本原燃は、自らの立場を発言することもあった。経産省や文科省も、それぞれの立場を述べることもあった。これらが、時には私への圧力になっていた」と述べている。

鈴木座長がこのように述べる以上、検証チームとしては、実際の「勉強会」は、データを収集、整理するだけの単なる「作業部会」であったとか、「資料の方向性」のみを検討する場であったと認めることはできない。

したがって、「勉強会」は、資料の作成を通じて、あるいは資料作成の機会を利用して、小委員会での議論に影響を及ぼそうという意図も持つものであった。

4. 2. 「勉強会」で作成されて小委員会に提出された資料等は電力関係者からの影響を何ら受けていないものか（議事録、議事メモがない点）

鈴木座長は、「勉強会」の資料を小委員会で使用する資料にどのように反映させるかの判断権をもっており、電力関係者のいいなりになっていたわけではなく、公正な運営を心がけていたと認められる。

しかし、鈴木座長がほとんど1人で電力関係者の圧力を受けつつ、小委員会に提出する資料作りを行っている過程で、何らの影響も受けなかったと考えることはできない。検証チームとしては、「勉強会」で作成されて小委員会に提出された資料（小委員会の事務局が作成した資料と位置づけられる）は何らかの影響を受けていたと推認するほかない。

この点、「勉強会」の議事録、議事メモ等で『「勉強会」では何らの圧力、誘導もなく、一定の方向性をもったものではなかった。作業のみに徹したものであった』ことが客観的に示されれば、これらの反証により「資料は何らかの影響を受けていた」という推認を覆す余地がある。しかし、JAEA以外の「勉強会」参加者は「議事録、議事メモの類は存在しない」「提出できない」と回答するばかりである。

4. 3. 平成23年9月27日「原子力委員会決定」の問題点

4. 3. 1. 電事連、日本原燃などの担当者は「事務局員」か

「勉強会」には、内閣府、文科省、経産省の担当者のほか、JAEA、電事連、日本原燃などの担当者も参加していた。

そこで、「勉強会」に参加していた電事連等は、小委員会設置の根拠となる「原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会の設置について」（平成23年9月27日 原子力委員会決定 資料1）で定められている小委員会の「事務局」といえるかが問題になる。

原子力委員会で審議される事項は、電力会社、日本原燃に大きな影響を与えるので、電力会社の連合会である電事連及び日本原燃は、原子力委員会（小委員会）の利害関係者である⁵。

ところで、電事連、日本原燃は利害関係者であるが、その担当者は、専門的知見を有する者として事務局員に任命することも不可能ではないであろう⁶。

しかし、中立・公正な行動が求められる行政機関（原子力委員会）の事務局員となるためには、出向等の手続きをとって守秘義務を課すなど、利害関係を有する出身母体の影響を排除するための制度的手当が不可欠である。そして、この場合においても、事務局員は、小委員会のために事務手続きを行う立場にあるので、当然に中立性が求められ、事業者等から提出されたデータの整理等の作業を行うことはあっても、出身母体である電気事業者の立場での主張を行うことができないことはいうまでもない。

以上より、「勉強会」の参加者のうち、少なくとも利害関係者（電気事業者）を小委員会の事務局員と位置づけることはできない。

4. 3. 2. 「等」という文言の問題性

ところで、上述の「原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会の設置について」においては、「2. 構成」として、「③検討課題に関して専門的知見を有する日本原子力研究開発機構等の専門家は、事務局の一員として参加し、座長の求めに応じて発言することができる」とされている。

一方、平成16年に設置された同種の小委員会の設置根拠とされた「新計画策定会議技術検討小委員会の設置について」（平成16年7月29日付け 資料7）においては、「2. 構成」として「・・・技術的検討に関し専門的知見を有する核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所の専門家は、事務局の一員として参加し、委員長の求めに応じて発言することができる」とされており、「等」の文字がない。

この2つの設置文を合わせ読むと、今回の小委員会においては、「等」という文字を介して電事連等の事業者の担当者を事務局員とする可能性を残したようにも読める。

しかし、小委員会の中立性に鑑みると、仮に「等」の文字を介して事業者の担当者を事務局員とするとしても上記の「出身母体の影響を排除するための制度的手当」（出向等による身分付与と守秘義務）が必要であることに変わりないので、この設置文を根拠にして「勉強会」に参加した電気事業者等の担当者に事務局員としての地位を与えることはできない。

検証チームのヒアリングによれば、鈴木座長は内閣府原子力政策担当室の担当者から「『等』とは、電事連のことであると事務局に確認した」とのことであるが、仮に「等」と

⁵ JAEAも、同じく利害関係を有する主体に該当すると思われるが、原子力基本法で認められた独立行政法人であることから、本報告書では利害関係者に含まないこととする。

⁶ 「勉強会」の司会進行役であった内閣府原子力政策担当室A氏は日本原子力発電(株)からの出向者である。

いう文言を根拠に「出身母体の影響を排除するための制度的手当」なしに利害関係者を事務局員にする意図があったとすれば、大きな問題である。

第2章 政策選択肢の評価に用いるシナリオを削った問題

本章では、第1章で検証した一般的な影響を超えて、「勉強会」に参加していた電力関係者が、小委員会が政策選択肢に対応する「シナリオ」を審議する際に用いる資料を作成するにあたり、当初4つ存在したシナリオの中から電力関係者に不利となる可能性があるシナリオ3を削除したことが、小委員会の審議に対する誘導であったと認められるかについて検証する。

ところで、検証を行う前提として、「政策選択肢」と「シナリオ」という言葉を正しく理解しておく必要があるので、まず、「政策選択肢とシナリオの関係」を説明する。

1. 政策選択肢とシナリオの関係

1. 1. 政策選択肢とは

2012（平成24）年3月1日開催の小委員会資料によれば、「政策選択肢」とは「使用済燃料の処理に関する基本的な方針」を指し、それは次の3つに大別される（第9回小委員会資料第2号）。

「全量再処理」

「直接処分」

「再処理と直接処分の併存」

3月1日時点では、これら政策選択肢に番号は付されていないが、後に出てくる「総合評価」における順序に合わせ、上記3つの選択肢の順序（2番目と3番目）を入れ替え、それぞれ、次の番号を付すことにする。

政策選択肢1 「全量再処理」

政策選択肢2 「再処理と直接処分の併存」

政策選択肢3 「直接処分」

3つの政策選択肢があること、またそれぞれの評価を行うことは、小委員会の議論の場で了解されており、この基本理解は、最初から最後まで一貫していた。事実、3月1日開催の小委員会資料に出てくる3つの政策選択肢は、5月16日開催の小委員会資料において出てくる3つの政策選択肢と何ら変わらない⁷。

⁷ なお、5月16日開催小委員会の資料では、政策選択肢毎に、「総合評価」「政策実現のための課題」「実現しない場合のバックアップ施策」という3つの視点から論点整理が行われている（第

1. 2 政策選択肢評価のために必要なシナリオ

小委員会は、この3つの政策選択肢を様々な座標軸を用いて評価・検討したが、その際、「時間の変化」(短期：当面5年程度、中期：2030年頃まで、長期：2030年頃以降)や技術開発等により実用化される「技術選択肢の変化」(再処理技術、処分技術、貯蔵技術、高速炉技術)なども考慮しなければならなかった。加えて「留保」という措置がとられた場合には、それによる変化も考慮する必要があった。

それゆえ、現時点で、3つの政策選択肢の中から1つを選んだとしても、時の経過とともに、その政策は様々な「通過点」を通るため、描き出される「軌道」(シナリオ)は複雑化・多様化する。よって、3つの政策選択肢を正確に評価するには、どうしても複雑・多様化した「複数のシナリオ」をとりあげ、それぞれのシナリオを定量計算し、これを通じて、各政策選択肢を評価する必要があった。

2. 検証すべきテーマ

検証チームが検証すべきテーマは、「勉強会」に参加していた電力関係者が、小委員会が政策選択肢に対応するシナリオを審議する際に用いる資料を作成するにあたり、電力関係者(特に電気事業者や関係省)に不利となる可能性がより大きい1つのシナリオ(後述の「シナリオ3」)を削除することにより、小委員会の審議を一定の方向に誘導したと認められるか、ということである。

すなわち、下記「時系列表」にあるとおり、3月8日の「勉強会」時点でシナリオは4つ存在したが、その後「シナリオ3」が削られ、3月28日の小委員会に提出された資料では、3つの代表シナリオとなっていたが、このシナリオ3の削除が審議に、またその結果に影響を及ぼしたかどうかである。

これに答えるため、次の手順を踏み、まず事実関係の整理を行う。

- 1) 3月8日の「勉強会」時点の4つのシナリオの確認(3.)
- 2) 3月28日の小委員会に提出された資料では、シナリオ3が削られ、シナリオは3つとなっていた事実の確認(5.)
- 3) シナリオを3つとした理由とされる「総合資源エネルギー調査会基本問題委員会におけるエネルギーミックスの時間軸の設定」の説得性(6.)
- 4) 3月8日の「勉強会」と当日中の原子力政策担当室の対応(7.)
- 5) 退院した鈴木座長に対する説明と「事後承認」(8.)

その上で、

- 6) 電力関係者に不利となる可能性の大きいシナリオを削除するための誘導があったか

15回小委員会資料第3-2号)。

(10.)

7) 小委員会の結論に影響を及ぼしたか(11.)
について判断する。

時系列表

3月 1日 第9回 技術等検討小委員会

・ 3つの政策選択肢に対応したシナリオを示す資料なし

3月 2日 第14回 勉強会(鈴木座長出席)

・ 3つの政策選択肢に対応したシナリオを示す資料なし

3月 4日 鈴木座長入院

3月 8日 第15回 勉強会(鈴木座長欠席)

・ 3つの政策選択肢に対応したシナリオは4つ

3月12日 第16回 勉強会(鈴木座長欠席)

3月13日 鈴木座長退院

3月15日頃 鈴木座長に対する原子力政策担当室からの説明

3月22日 第17回 勉強会(鈴木座長出席)

・ 3つの政策選択肢に対応したシナリオは3つ(シナリオ3が消滅)

3月28日 第10回 技術等検討小委員会

・ 3つの政策選択肢に対応したシナリオは3つ

3. 3月8日の「勉強会」時点では、シナリオは4つであったこと

既述のように、政策選択肢は3つである。

そして、それぞれの政策選択肢についてのシナリオを考える場合、政策選択肢1と政策選択肢3に対応するシナリオは比較的単純なものとなり得る。しかし、政策選択肢2については、多様な組合せが想定され、またそれが時の経過とともに様々な軌道を描くため、対応するシナリオは、他の2つの政策選択肢（1と3）とは比較にならないほど複雑化してくる。これをよく理解していたためと思われるが、3月8日開催の「勉強会」に提出された資料では、シナリオは、少なくとも4つ用意されていた。

3. 1. 4つのシナリオ

3月8日時点で用意されていた4つのシナリオ（この段階では「代表シナリオ」とは呼んでいない）とは、次の通りである（3月8日「勉強会」に提示された資料「シナリオ評価における評価項目について」（資料8））。

シナリオ1：全量再処理＋高速炉実用化継続

- ・六ヶ所再処理工場を運転してプルサーマルを行い、再処理能力を超えるSFや使用済MOXはFBRが導入されるまでの間は貯蔵する。
- ・高速炉実用化に向けた研究開発を継続し、将来FBR/FRを導入する

シナリオ2：再処理継続/余剰分は貯蔵＋FBR実用化留保

- ・六ヶ所再処理工場を運転してプルサーマルを行い、再処理能力を超えるSFや使用済MOXは扱いを留保し、貯蔵する。
- ・高速炉実用化に向けた研究開発は当面留保。研究開発は継続

シナリオ3：再処理継続/余剰分は直接処分＋FBR実用化中止

- ・六ヶ所再処理工場を運転してプルサーマルを行い、再処理能力を超えるSFや使用済MOXは直接処分を行う。最終処分ができるまで貯蔵する。
- ・高速炉実用化に向けた研究開発は中止。研究開発は継続。

シナリオ4：全量直接処分＋FBR実用化中止

- ・再処理は中止。最終処分ができるまでSFは貯蔵。
- ・高速炉実用化に向けた研究開発は中止。研究開発は継続。

この時点での、政策選択肢と4つのシナリオの対応関係は次のとおりである。

政策選択肢1	「全量再処理」・・・・・・・・・・シナリオ1
政策選択肢2	「再処理と直接処分の併存」・・・・・・・・シナリオ2、シナリオ3
政策選択肢3	「直接処分」・・・・・・・・・・シナリオ4

3. 2. シナリオ2、シナリオ3についての補足説明

シナリオ2及び3に関する情報は、若干理解しにくいいため、解説を付す。シナリオ2では「高速炉実用化に向けた研究開発は当面留保。研究開発は継続」とされ、シナリオ3では「高速炉実用化に向けた研究開発は中止。研究開発は継続」とされている。「高速炉実用化に向けた研究開発」とは、まさに実用化のための「研究開発」を指すが、その後に来る「研究開発」は、シナリオ2と3で、それぞれ意味内容を異にする。

すなわち、シナリオ2において言及される「研究開発」は「実用化を判断するために必要な研究開発」を指し、シナリオ3において言及される「研究開発」は「国際協力等での高速炉研究開発⁸」を指す。それゆえ、同じ「研究開発は継続」という表現でも、シナリオ2及びシナリオ3は、異なる目的と範囲での「研究開発の継続」を意味する。

4. 「勉強会」及び小委員会の開催状況

鈴木座長は、福島出張中の3月4日に倒れ、そのまま福島で入院した（3月13日に退院）。

鈴木座長が入院したことで、3月8日と3月12日の「勉強会」は、鈴木座長欠席のまま行われた。

また、当初予定していた3月16日の小委員会は休会となり、次の小委員会（第10回）は3月28日に開催された。

5. 3月28日開催の小委員会の時点では、3つの「代表シナリオ」となっていたこと

5. 1. 3つの「代表シナリオ」

3月28日開催の小委員会では、「勉強会」での検討を経て、政策選択肢を評価するための代表シナリオとして「3つのシナリオ」が紹介された。その際、「当初、4つのシナリオがあったが、検討した結果、3つのシナリオに絞った」という説明はなかった。ただ、鈴木座長は、その小委員会において、3つのシナリオがあくまでも議論のたたき台である、との説明を行っている。

「今、紹介させていただいた3つのシナリオはあくまでもこれまでの議論を踏まえてのいわゆる全量再処理というコンセプトを代表的に考えるとこうなります。併存という、今の時点から考えればこうなりますというふうに今作ってみた。ところが、今日ご議論いただきたいのは、シナリオとしてです。今の政策との整合性ということではなくて、シナリオとしてこちらの方が、こういう方が合理的ではないかとか、こういうシナリオも検討してほしいとか、そういうご議論を今からしていただきたいというのが今日の趣

⁸ 国内での実用化は行わないことを前提とする研究開発

旨でありますので、よろしいでしょうか。」(第10回小委員会議事録、27頁)

また、3月28日の小委員会に提出された資料では、シナリオが単純化され、各政策選択肢がそれぞれ1つのシナリオしか持たないものとして提示されたため、多様なシナリオの中から政策を代表するものを選び出したということを明確にするため、3つのシナリオは次のように各政策選択肢の「代表シナリオ」と呼ばれている。

「①全量再処理の代表シナリオ」

「②再処理・直接処分の並存の代表シナリオ」

「③全量直接処分の代表シナリオ」

そして、「②再処理・直接処分の並存の代表シナリオ」として、政策選択肢2の評価を行う際に用いるとされたシナリオは、3月8日時点のシナリオでいえば、シナリオ2に対応するものであった。すなわち、削られたのは、シナリオ3であった。

5. 2. シナリオ3を削り、シナリオを3つとした理由としての「基本問題委員会によるエネルギーミックスの時間軸の設定(2030年断面での計算)」

後に詳しく論ずるが、3月8日開催の「勉強会」を境にして、内閣府原子力政策担当室を中心にシナリオを整理し直す作業が始まっている。そして、3月28日の小委員会においては、政策選択肢2の評価を行う際に用いる代表シナリオは、3月8日時点のシナリオでいうところの「シナリオ2」だけとされた。

「勉強会」に期待されていた役割は、小委員会が合理的・客観的な議論ができるよう「必要な情報」を抽出・整理し、議論のための「意思決定の諸前提」を提供することにあつた。「勉強会」が、この役割に沿って政策選択肢評価のためのシナリオを4つから3つに減らすことが「合理的・客観的な議論」の助けになると判断し、これを小委員会に提供したのであれば、このような「勉強会」の対応を非難できないことになる。

そこで、シナリオ3を削除した理由を検討する。

「勉強会」参加者が、シナリオ3を削除した最も大きな理由としてあげるのは、第16回基本問題委員会で「エネルギーミックスの評価は2030年までの期間で行う」との判断が示されたことである。

その意味するところは、2030年断面(以下、「2030年区切り」という)で定量評価(定量計算)をした場合、政策選択肢2の評価に用いられる予定であった2つのシナリオ(シナリオ2、シナリオ3)は、2030年以降の影響が除外されるため計算上の違いはほとんどなくなる、つまり、シナリオ2とシナリオ3は、計算上、大差がなくなる、と

いうことであった⁹。

検証チームのヒアリングに対して、「勉強会」参加者は次のように述べている（資料2-6、2-7、2-14）。

「シナリオが3月28日の小委員会に提出された資料の段階で3つになった理由としては、経産省の基本問題委員会で2030年以降は政府として原子力比率について判断しないことになった」（原子力政策担当室中村参事官）

「3月19日に原子力の比率が出て、かつ2030年までしか原子力比率を決めないということとなり、JAEAから計算が追いつかないという話もあったので、シナリオを絞った方が良いのではないかという話をした。FBRを止めるということはプルサーマルを永久にやらなくては行けないということになってしまうので、結果としてこのようなシナリオになった。決定的なのは2030年までしか決めないということ。少なくともFBRを有利にしたいという意図はなかった」（内閣府原子力政策担当室A氏）

「2030年までの評価ではFBRは影響しないので、シナリオ（シナリオ3）をなくしたからといって2030年までの定量評価上は何ら問題ない。当初は今後の長期的な話としてFBRについて小委員会の委員からの意見に答えるために用意していた。2030年までの評価となった結果として、2つのシナリオが1つに統合された」（内閣府原子力政策担当室H氏）

なお、鈴木座長も、原子力比率を考える期間が、「基本問題委員会では2030年までとされたこと」をシナリオ減の理由として言及している。

【まとめ（3.～5.の整理）】

ここまでの検証を整理すると次のとおりである。

3つの政策選択肢は、既に3月8日以前にあり、それぞれの政策選択肢を評価するため、勉強会では、各政策選択肢で想定される多様なシナリオを整理しようとしていた。各シナリオを定量計算し、その計算結果を通じて、政策選択肢を評価しようとしていたわけである。たとえば、3月以前には、6つのシナリオも可能性としてあげられていた。

その後、議論が進む中で、シナリオ数は絞られ、3月8日時点では、当面、政策選択肢

⁹ 3つの政策選択肢に関する評価・検討にあたっては、各政策を選択した場合の使用済燃料の貯蔵量やプルトニウムの在庫量がどうなるかが重要となる。それゆえ、いくつかのシナリオを用意し、具体的な数字を算出しなければならなくなる。特に、長いタイムスパンで（たとえば、2030年を超えて）計算しようとする、発生する使用済燃料やプルトニウムの量はシナリオ毎で大きく異なってくる。理論上、政策選択肢2のシナリオであるシナリオ2とシナリオ3も、長期で見れば大きな違いを見せるものであった。逆に計算範囲を2030年までとすれば、2050年以降に実用化されるかもしれないFBRの影響（FBRが生み出すプルトニウムによるウラン節約効果、FBRが燃やすプルトニウムの消費量＝プルトニウム在庫量の削減）を計算式より排除できるというのである。

1についてはシナリオ1を用い、政策選択肢2についてはシナリオ2とシナリオ3を用い、政策選択肢3についてはシナリオ4を用いて評価するのが合理的であると考えられるようになっていた。

しかし、3月8日から3月28日の間に、シナリオ3は削除され、シナリオ数は4つから3つとなった。

シナリオを3つとした理由として「勉強会」関係者が一致してあげるのは、第16回基本問題委員会で「エネルギーミックスの評価は2030年までの期間で行う」との判断が示されたことである。

そこで、以下では、「総合資源エネルギー調査会基本問題委員会におけるエネルギーミックスの時間軸の設定（2030年区切り）」という理由がシナリオ3を削除した理由として説得性をもつかを検討する。

6. 「基本問題委員会におけるエネルギーミックスの時間軸の設定」という理由の説得性

6. 1. 検証チームの疑問

4つあったシナリオを1つ削り、3つとした理由としてあげられる「2030年区切り」（基本問題委員会が、時間軸上、2030年までで考えるとしたこと）は、それなりの説得力を持つ。

しかし、検証チームは、2つの疑問をもった。

第1の疑問は、「基本問題委員会によるエネルギーミックスの時間軸の設定を受けて3つにした」ということであるが、「基本問題委員会の判断」（2030年区切り）は、3月19日に下されており、その決定日を遡って3月8日からシナリオを絞り込む作業を開始することはできなかったはずである。本来であれば、3月19日の決定を踏まえて作業を開始することになるはずで、ここに時間的な矛盾がある。

第2の疑問は、仮に基本問題委員会による正式決定を待たず、事前に「エネルギーミックスの時間軸の設定」に関する方向性が、可能性情報として「勉強会」や原子力政策担当室に入っていたとしても、なぜ鈴木座長が入院した直後の3月8日から、この作業を始めたのかということである。

それぞれの疑問に関し、事実関係を整理しつつ検討する。

6. 2. 疑問1：時期的な矛盾について

6. 2. 1. 2030年区切りに関する「可能性情報」を得ていたこと

第16回基本問題委員会は3月19日に開催され、そこで「2030年区切り」の方針が示された。だとすると、なぜ、3月8日の「勉強会」直後からシナリオを4つから3つに減らす作業を始めることができたのか。

- 3月 8日開催の勉強会 「シナリオ3を削る作業を開始」
3月19日開催の基本問題委員会 「2030年区切りに関する決定」

この点については、検証チームによるヒアリングの結果、3月2日開催の勉強会の場で「経産省吉野課長から、基本問題委員会においては、2030年までしか原子力比率を決めない」という趣旨の発言があった（原子力委員会秋庭委員、内閣府原子力政策担当室A氏）、との事実が認められた¹⁰（資料2-3、2-7）。

- 3月 2日開催の勉強会 「2030年区切りに関する可能性情報」
3月 8日開催の勉強会 「シナリオ3を削る作業を開始」
3月19日開催の基本問題委員会 「2030年区切りに関する決定」

また、3月2日の「勉強会」では、経産省吉野課長から「2030年区切り」の情報が示され、これに関連する議論が真剣に行われて、この情報は、相当の重みをもって電力関係者に受けとめられている（6.2.2.）。

以上より、3月19日に開催された基本問題委員会の判断以前に、「勉強会」が「2030年区切り」を前提としたシナリオ減の作業を開始したことについて、時間的矛盾はないことになる。

6.2.2. 3月2日開催の勉強会における議論（「2030年区切り」について、一致した結論に至らなかったこと）

ところで、3月2日の「勉強会」では「2030年で区切ること」に関しては、これが所与の前提とされていたわけではなく、様々な意見が出され、一致した結論に至らなかった。

「政府として2030年までしか決めないのに政府の一員の原子力委員会はそれ以降を決められないのではないかという話と、現行原子力政策大綱は2050年までであるため、原子力委員会で2030年から2050年までを独自に評価してもいいのではないか、という2つの意見」（内閣府原子力政策担当室A氏）がぶつかり、また「核燃料サイクルについてはより長期にできないか」という時間軸に関する議論が行われ、勉強会は「大きな

¹⁰ また、「（内閣府原子力政策担当室は）基本問題委員会の議事録を読んでいたもので、今後20年間、2030年程度までという判断もあり得ると認識していた」「基本問題委員会が12月までにはエネルギーミックスのドラフトを示す予定であったが、なかなか示されていなかったもので、ことあるごとに資源エネルギー庁には提示するよう求めていた。3月までは示されなかった」（内閣府原子力政策担当室A氏）などという説明もなされている。

せめぎ合い」の場になった（鈴木座長）（資料2-2、2-7）。

鈴木座長は、当日の議論を次のように語っている（資料2-2）。

「3月2日の勉強会において、経済産業省吉野課長から『経産省の基本問題委員会は2030年以降はエネルギーの比率を示さない方向で検討中である』との発言があった。これを受けて、定量化の時間軸の議論をした」

「そもそも、核燃料サイクルの議論をするときに、2030年は短すぎるというのが我々の共有認識であり、前回の原子力大綱（2004年）は2070年位までやっている。現在の六ヶ所再処理工場の後、新たに再処理工場を建設するかどうか、又、2070年位になると、FBRの実用化の効果も入ってくるので、それ位まで議論をしないと意味が無いのではないかと議論していた」

「基本問題委員会での結論は出ていない中ではあったが、2030年まででは短すぎるので、これまでの原子力委員会の長期の時間軸での検討という考え方を維持すべきではないのかという議論をした。」

「ただ、基本問題委員会の方で結論が出ないまま、原子力委員会の小委員会で2030年を超えた検討を行うことにしてしまうと、基本問題委員会の議論に差し支えがあるというやりとりがあり、3月2日の勉強会では、時間軸についての結論が出なかった。シナリオの数と時間軸を2030年までとすることは別の話であるが、一旦、自分が引き取り、近藤委員長へ吉野課長から状況を報告してもらって一緒に相談する事になった」（以上、鈴木座長）

「勉強会」では一致した結論に至らなかったため、鈴木座長が「近藤委員長に相談すること」「その際、吉野課長にも同席をお願いすること」を提案した。これを受け、その日の夜、内閣府原子力政策担当室は、近藤委員長、鈴木座長、吉野課長の日程調整を行い、3月5日に話し合いの場を設けた。

6. 2. 3. 3月5日の近藤委員長と吉野課長の会合に対する鈴木座長の認識（「2030年区切り」についての原子力政策担当室との意思疎通上の問題）

ところが、鈴木座長は、3月4日に出張先の福島県で急遽入院することとなり、3月5日の話し合いの場には同席できなかった。

鈴木座長は、3月16日に予定されていた小委員会をキャンセルしなければならなかったため、内閣府原子力政策担当室E氏にメールを送っているが、その際、近藤委員長と吉野課長との間の話し合いはどうであったかを確認している（資料2-2）。

「3月4日の時点で倒れてしまったときに、E氏にメールを送っている。これは、3月

16日に小委員会の予定があったので、16日に治るように頑張ったが無理だということがわかって、キャンセルをお願いしたのだが、キャンセルの通知を委員の先生方にすると、シナリオについて皆さんの御意見を伺っておいて欲しいということでE氏にたしか送ったもの」(鈴木座長)

「自分は入院したので参加できなかったが、3月5日に近藤委員長と事務局と吉野課長で会合をしているはずだが、その場で2030年まで区切るという話にはならなかったと思う。後日、原子力政策担当室にこの会合について照会したが、3月5日の打合せは無事に終わったとの連絡を受けたので、委員長は先まで計算する考えだったため、2030年以降も計算すると解釈していた。実際のシナリオがどうなるか不明だったが、準備作業として長期の計算もしてもらおう方向になったと聞いている」(鈴木座長)

このように、鈴木座長は、近藤委員長と吉野課長の3月5日の会合では「2030年で区切らない(=2030年以降の計算も行う)」という方向性になったと理解していた。

これに対して、内閣府原子力政策担当室は、検証チームの照会に対して、近藤委員長と吉野課長の会合では、「原子力委員会として2030年まで(でやめる)と決めてはならず、基本問題委員会から2030年以降のミックスを提示しないとの説明を受けて、それ以降のミックスが無いなら、そこは検討できない、という議論をした」(内閣府原子力政策担当室E氏の検証チームからの照会に対する回答)と説明している。すなわち、内閣府原子力政策担当室E氏は、鈴木座長に「無事に終わった」と言った趣旨は、「2030年で区切る(=2030年以降の計算をしない)」ことを委員長に無事了解してもらった、という意味で使っていた。

「どう答えたかまでは記憶にありませんが、検討の期間を2030年までとすることを委員長に了解いただけたことを、そう表現したのだと思います。2030年までの検討では、高速炉導入に伴う検討にならなくなってしまい、それを委員長が懸念されるだろう、という点を鈴木代理が心配されていたのだと思います」(内閣府原子力政策担当室E氏回答)

うまく意思疎通ができていなかったため、鈴木座長は、退院後の担当者との打合せで、初めて「時間軸を2030年で区切る」ということを聞くことになった。

6. 3. 疑問2：3月8日に作業を開始した理由

検証チームの「第2の疑問」は、仮に基本問題委員会による正式決定を待たず、事前に「エネルギーミックスの時間軸の設定」に関する方向性が、可能性情報として「勉強会」や内閣府原子力政策担当室に入っていたとすれば、なぜ鈴木座長が入院した直後の3月8

日より、この作業を始めたのかということである。

鈴木座長が出席していた3月2日の「勉強会」では「シナリオを決めるにあたり、2030年で区切るか否か」に関し、結論は出なかった。

しかし、3月5日の近藤委員長と吉野課長の話し合いの結果を受け、3月8日の「勉強会」（鈴木座長は不在）では、後述（7.）するように、シナリオ3を削除する方向で議論が進んだ。

3月8日の「勉強会」で進行役を務めた内閣府原子力政策担当室A氏は、検証チームに対して、次のように述べている。

「3月8日の勉強会の際に、2030年以降を2パターンにしたモデルを示し諸量計算の作業依頼をした。3月8日の資料『ステップ3 諸量計算について』は締切を意識して私（A）が独自に書いたもの。既に2030年ころまでになるのではということは認識は持っていた。見切りで作業を始めたのは、鈴木座長の復帰予定が不明であったことと、締切までの時間がなかったため」（内閣府原子力政策担当室A氏）

鈴木座長が不在であった3月8日の「勉強会」において、「2030年区切り」での作業を開始した理由は、内閣府原子力政策担当室A氏の上記証言によれば、次の3点にまとめられる。

- ①シナリオの定量計算を行う場合、2030年で区切るという方針が見えていた。
- ②締切を意識し、早く定量計算の作業を始める必要があった¹¹。
- ③鈴木代理の座長を待っていたら、作業に遅れが生ずるかもしれないと考えた。

①②③という3つの理由は、「なぜ3月8日に、シナリオ3を削除する作業を開始したのか」という疑問に対して、相応な根拠になりうるようにも見える。

しかし、上述のとおり、

- ・鈴木座長が出席していた3月2日開催の「勉強会」では、シナリオを決めるにあたり、「2030年で区切るか、それとも2050年以降まで含めて考えるか」に関し、結論は出ていなかった（6. 2. 2.）、
- ・3月5日の近藤委員長と吉野課長の話し合いの結果を受け、後述するように、3月8日開催の「勉強会」（鈴木座長は不在）では、シナリオ3を削除する方向で議論が進んだが、3月15日頃までは、意思疎通が十分に行われていなかったため、鈴木座長は「2

¹¹ なお、A氏は、当時を振り返れば、「マンパワー、リソースが潤沢であったならば」シナリオについて「4つを選んだかもしれない」とも述べている。

030年区切り」でシナリオを考えるという点を明確に認識していなかった（6. 2. 3.）、

という事実がある。

そして、これらの事実も併せ考えると、「なぜ3月8日に、（入院中とはいえ、少なくともメールで連絡をとることができた）鈴木座長の承認を得ないまま、シナリオ3を削除する作業を開始したのか」という疑問は完全には解消しない。

そこで、以下では項を改めて、3月8日の「勉強会」でどのようなやりとりが行われ、当日夜に、内閣府原子力政策担当室がどのような動きをしたかについて確認する。

7. 3月8日開催の勉強会と当日中の原子力政策担当室の対応

7. 1. 3月8日の「勉強会」の状況

7. 1. 1. 検証チームによるヒアリングの結果

検証チームのヒアリングに対して、内閣府原子力政策担当室A氏は、次のような発言があったことを認めている。当日は、鈴木座長が不在ということもあり、勉強会参加者は、普段以上にはっきりと、歯に衣着せぬ発言をしたものと思われる（資料2-7）。

「小委員会の議論は、全量再処理のシナリオ1や全量直接処分の4ではなく、必ず真ん中（シナリオの2か3）に寄ってくる」（A氏によれば、おそらく経産省の発言）

「シナリオ3があると、これを選ぶ人が出てくる」

「ここは勝負どころ。シナリオ2が望ましく、3はなくすべき」（A氏によれば、おそらくJAEAの発言）

7. 1. 2. 議事メモ

「勉強会」では、正式な議事録が残されていないため、3月8日の「勉強会」でどのような議論が行われたかの詳細を明らかにすることは困難である。しかし、唯一、JAEAは検証チームに「勉強会」の議事メモを提出しており、その「勉強会メモ（2012. 3. 8.）」（資料5）には、次の記載がある。

「シナリオ1（全量再処理+FBR/FR導入）とシナリオ4（全量直接処分+FBR/FR実用化中止）の2つを設定することは異論がないところであるが、その間の中間的なシナリオをどう設定するかがポイント。事務局提案のシナリオ1とシナリオ2（再処理継続/余剰SF貯蔵+FBRあるいは直接処理の実用化保留。すなわち、実用化に向けた開発行為も中断。）の間に、議論の落とし所として「シナリオ1. 5」（5～10年後？のホールドポイントで政策判断を行いFBR/FR導入。ホールドポイントまでの間は実用化

に向けた開発を継続)を設定すべきとのコメントがあり、本日の出席者間では、その方向で意見が一致した(本日欠席した委員長代理がどう考えるかは不明)

「シナリオ3はシナリオ2に含める形で削除する」

通常、この「勉強会」では何らかの決定を下すことはなく、しかも3月8日は鈴木座長が不在のため確定的な決定はできない状況ではあったが、この時の「勉強会」参加メンバーの間では、「シナリオ3を削除の方向で検討する」という明確な方向性で一致したと認められる。

7. 1. 3. 「計算重視」と「政策重視」

ところで、3月8日にはじまるシナリオ3の削除過程では、2つの異なる観点があった。

1つは「全量再処理と全量直接処分シナリオはそれぞれ1つしかなく、真ん中はバラエティに富んでいるのも事実だが、2030年までを計算するという条件では同じ結果になる」ため、政策選択肢2に対応するシナリオは1つで十分だとする「計算重視」の観点である¹²。

他の1つは「シナリオ2が望ましく、シナリオ3はなくすべき」との発言にも見られるように、「シナリオ3」が選ばれることを嫌い、他のシナリオに差し替えようとする「政策重視」の観点である¹³。

2つの観点は矛盾するものではなく、並存しうるものであり、後述するように、「勉強会」メンバーの中では、2つの観点の一致点として「シナリオ3」の削除という方向が定まった、と考えられる。

7. 2. 「勉強会」当日夜に内閣府原子力政策担当室から送信されたメール

3月8日の「勉強会」で「シナリオ3を削除する」という方向での結論が出されたことは、同日中に送信された次の2つのメールからも裏付けられる。

①3月8日23時14分、内閣府原子力政策担当室Dが、電力関係者に一斉送信したメールには、「ステップ2の整理表と題したA3の資料については、勉強会の場ではシナリオ

¹² 内閣府原子力政策担当A氏によれば、「シナリオ数が4から3に減ると、計算をしているJAEAは手間が省けるが、シナリオが減ることを歓迎する発言は勉強会の場では出なかった。JAEAからはFBRの効果を見るために2050年まで計算したいとの申し入れがあった」「計算が大変だという話は勉強会の場では出たことがない。勉強会終了後などに、出席していたJAEAの計算担当者が事務局員を捕まえて、とてもできないと訴えていた。当時は3月までに結果を出すように言われていた事情もある」という。その意味で、計算という観点よりシナリオ数を削りたいとするグループの中心は、JAEAの担当者を配慮する内閣府原子力政策担当室であったことになる。

¹³ 後述するように、この観点より強い主張をしていたのは、経産省側であるが、それは電力供給が止まってしまう可能性があることを、強く憂慮しての発言と解される。

1 とシナリオ 4 のレビューをお願い致しましたが、室内にて再検討した結果、シナリオ 2 についてもご確認頂ければ幸いです」と記載されている。

このメール①では「シナリオ 3 を無くすことにした」と明記しているわけではないが、シナリオ 1 と 4 は確定的なので内容を再確認するよう依頼している。その上で、さらに「室内にて再検討した結果」と付け加え、「シナリオ 2 についてもご確認戴ければ幸い」と要請している。文面には、シナリオ 3 の確認を要請する文言はない。

メール文における「室内」とは「内閣府原子力政策担当室」を指す。それゆえ、このメールは、原子力政策担当室は当日の勉強会での議論（シナリオ 3 を削除の方向）を踏まえ、シナリオ 3 の削除を前提として、残りのもう 1 つの「シナリオ 2 について確認」してもらいたい、と要請しているものである。

同じことは、①のメールの約 30 分前に送信された下記②のメールからも裏付けられる。

② 3 月 8 日 22 時 39 分、内閣府原子力政策担当室 H が、JAEA 関係者 3 名に送信したメールには、

「本日の勉強会の結果確認

添付 p 7 についてシナリオ 3 が無くなり、経産省のコメントでシナリオ 1.5 としてホールドポイントを設けたシナリオ 1 を対象とすることになったと理解しています。誤認ありませんでしょうか。

シナリオ 1：全量再処理＋高速炉実用化継続

シナリオ 1.5：全量再処理だけ、HP を設けて高速炉実用化継続要否を判断

シナリオ 2：再処理継続/余剰分は貯蔵＋FBR 実用化留保

シナリオ 4：全量直接処分＋FBR 実用化中止」

と記載されている。

このメール②では、経産省のコメントを受けてシナリオを整理しているが、シナリオ数そのものは 4 つのままとなっている。ただ、シナリオ 3 は明らかに削除されている。

なお、このメール②からは、経産省が「シナリオ 1.5.」という別のシナリオを提示していること、つまり「シナリオ数」にはこだわっておらず、むしろ「シナリオ 3 をなくすこと」に強い関心を持っていたと認められる。

この点に関し、内閣府原子力政策担当室 A 氏は、次のように語っている（資料 2-7）。

「3 月 8 日の勉強会ではシナリオ 3 を削る議論はあった。真ん中のシナリオをどうするかというのは 3 月 8 日以降も紆余曲折があったが、その場では経産省の声が大きく、シナリオ 1.5 で行こうという話になった。鈴木座長が不在だったので、とりあえずそれで行こ

うということになった」（内閣府原子力政策担当室A氏）

7. 3. まとめ（3月8日の動きについて）

3月8日の「勉強会」当日の動きは次のようなものであったと認められる。

- ・3月8日の鈴木座長不在の「勉強会」で、「シナリオ3を削除」の方向性で一致した。
- ・これを受け、内閣府原子力政策担当室は「シナリオ3削除の方向で作業すること」とし、定量計算を依頼していたJAEAに「シナリオ3をなくした場合」の計算を開始するようメールで要請し、電力関係者（関連事業者及び関係省庁）に「シナリオ3以外のシナリオの確認」をメールで依頼した。

以上より、3月8日の動きの主たる理由は、シナリオの数つまり「計算重視」の観点というより、「政策重視」の観点（経産省の政策的な意図）が強く働いていたものと考えられる¹⁴。

そして、検証チームは、「勉強会」参加者が一致してあげる「2030年区切りが明らかになったこと」「締切を意識し、早く定量計算の作業を始める必要があったこと」という点は、たとえそれぞれが理由の1つになりうるものだとしても、シナリオ3を削除した理由としては付加的なものに過ぎなかったと考える。

7. 4. 3月12日の「勉強会」

なお、3月12日にも、鈴木座長不在のまま「勉強会」は実施されている。

当日の「勉強会」の内容を記録したJAEA作成の「事務局会議メモ（2012. 3. 12）」（資料5）には、「定量評価の前提条件について（資料2-1、2-2）」という項目があり、「シナリオ1 FBR導入」「シナリオ1. 5 FBR導入遅れ」「シナリオ2 六カ所+余剰分は貯蔵」「シナリオ3¹⁵ 直接処分」という記載があるが、この資料は、3月12日の「勉強会」においてシナリオ3が削除され、検討対象にされていないことを示している。

このように「勉強会」の参加者は、内閣府原子力政策担当室A氏を中心にして、鈴木座長不在の間に、シナリオ3を削った上での計算等の作業を進めていった。

なおこの段階でも、入院中の鈴木座長には、シナリオ3を削った上での計算等の作業が

¹⁴ 経産省より提示されたシナリオ1. 5は、実質的にシナリオ1と変わらないため、つまり「全量再処理」を選択すれば、高速炉実用化は避けられないため、1. 5は削除され、シナリオ数は最終的に3つとなった。

¹⁵ 「シナリオ3」と記載されているが、これは従来の「シナリオ4」を意味することは明らかである。

進められていることは、伝えられていない。

8．退院した鈴木座長に対する説明と「事後承認」

8. 1. 3月15日頃の鈴木座長への説明

鈴木座長は3月14日に退院したが、進捗報告を受ける前の鈴木座長は「原子力委員会としては延ばして計算（2030年で区切らない計算）した方がいいのではないのということで、委員の先生方も多分そう言うだろう」と考えており、「核燃料サイクルの議論」もあると理解していた。

では、退院した鈴木座長に「シナリオ3を削った上での計算等の作業が進められていること」は、どのように伝えられたか。

この点につき、鈴木座長は次のように述べている（資料2-2）。

「ところが、3月8日に、内閣府原子力政策担当室H氏からJAEAに対し、シナリオを3つにしてサイクル諸量の計算を行うように、作業依頼がされていたとの話は後になって聞いた。退院後すぐ（3月15日頃）に事務局と打合せをした際に、時間軸が2030年までとなりそうなこと及び事務局の作業量への配慮から、シナリオ3つという事で事後了承した」

「退院後すぐ（3月15日頃）に事務局と打合せをした際に、4つぐらいあってもいいのではないのという議論を自分がして、いろいろ事務局の話を聞いていると、計算が大変だと、数は減らしたいという話だった。発電比率が3つ、シナリオがもし4つあると12のマスができるわけで、そこから省いていっても10個ぐらいは計算をやらなくてはならず、それは大変きついと言われてしまい、確かにそうかもしれないねという話があって、できるだけシナリオは減らしたいということになった」

「彼らを弁護するつもりはないが、作業をやらなくてはいけない一方で、時間がなかったのも、私がもしいたとしても、作業はとにかく始めなくてはいけないという時間的にプレッシャーはあった。だから、自分がいなくても計算の作業はとにかく始めなくてはいけないと思っていたことは間違いないと思う」

8. 2. 検討

このように、鈴木座長は、もう1つくらいシナリオがあってもよいのではないかと指摘し、その必要性も示唆していた。にもかかわらず、最終的にシナリオ3を削除した3つのシナリオでいくことを承認した。

鈴木座長が（事後）承認した最大の理由は、内閣府原子力政策担当室による「3月8日に作業を開始しなければ、締切に間に合わなかった」という説明とシナリオ3を削除した上で、計算作業を既に進めていたという既成事実の重さであり、鈴木座長としては、自身

の入院で関係者に色々と負担をかけていたという事情もあり、スタッフの苦労を配慮しなければならないと考え、このような説明を受け入れたものと推測される¹⁶。

そうだとすると、「勉強会」に参加していた電力関係者（とりわけ、「勉強会」及び小委員会の事務局を務めていた内閣府原子力政策担当室）は、シナリオ3の削除に疑問を呈する鈴木座長に対して、「計算が大変」「時間がない」「シナリオ数はできるだけ削りたい」などの事情を強調し、実質的に鈴木座長の判断の裁量を狭めてしまったことになる。

もちろん、内閣府原子力政策担当室などの事務局は、鈴木座長の入院を奇貨とし、その不在を利用してシナリオ3を削除したものではないであろうし、鈴木座長の問題意識を意図的に押さえ込んだものでもなく、時間に追われていた等の事情もあったと思われる。しかし、上述の事実経過に鑑みると、シナリオ3の削除は、小委員会が合理的・客観的な議論ができるようにするために、小委員会の事務局としてもっぱら技術的な観点から行った作業であったと認めることはできない。

8. 3. 3月28日の「第10回小委員会」への提出資料

こうして、鈴木座長が復帰してはじめて参加した3月22日の「勉強会」では、もはや「政策選択肢2に対応するシナリオを、シナリオ2だけにするか、これにシナリオ3を復活させて加えるか」という点は改めて議論されることなく話が進み、3月28日の第10回の小委員会には、3つの代表シナリオ案（3月8日時点の「シナリオ3」が削除されたもの）が記載された資料が提出されるに至ったのである。

9. 検証結果の要約

以上、本章の1.～8.における検証の結果を要約すると、次のとおりである。

9. 1. 事実経過

- ・「勉強会」において、3月8日までは、シナリオは4つ存在した。
- ・鈴木座長が入院により不在となった3月8日の「勉強会」において、電力関係者に好ましくないシナリオ3は削除すべきという政策的観点からの議論が強まった。
- ・この方針にしたがって、「勉強会」の事務局を務めていた内閣府原子力政策担当室を中心に、シナリオ3の削除を前提とする作業が進められた。
- ・このような経過は入院中の鈴木座長には伝えられなかった。
- ・鈴木座長は、退院後の3月15日頃にシナリオ3の削除を伝えられた。

¹⁶ なお、内閣府原子力政策担当室A氏は、シナリオ3の削除を決定したのはあくまで鈴木座長であると繰り返している。すなわち「政府として2030年しか出さないのであれば、誤ったメッセージを与えるかもしれないから、2030年に合わせるものと鈴木座長が判断した」ものであり、3つとした判断も、内閣府原子力政策担当室だけで決めたことではなく「鈴木座長の職場復帰から3月22日までの間に鈴木座長と事務局で決めたと思う」と説明している。

- ・鈴木座長は、シナリオを3つにすることに対する違和感を示したが、すでに作業が進められていたという既成事実及び「作業が大変」という声に押され、事後承認した。
- ・この結果、3月28日の第10回の小委員会には、3つの代表シナリオ案（3月8日時点の「シナリオ3」が削除されたもの）が記載された資料が提出され、小委員会はこれをもとに審議を行うこととなった。

9. 2. シナリオ3を削除した理由

3月28日の小委員会に提出する資料を作成するにあたり、「勉強会」でシナリオ3を削除した理由としては、「2030年区切り」という計算上の理由、「作業が大変になる」という実際的理由など複数のものが存在するが、上記の「事実経過」からすると「電力関係者に好ましくないシナリオ3は削除すべき」という政策的理由が大きな比重を占めていたと認められる。

10. 「勉強会」に参加していた電力関係者が、小委員会による審議を一定の方向に誘導した事実が認められるか

上述9. 1. に記載した事実経過と、9. 2. に記載したシナリオ3削除の理由に鑑みると、「勉強会」に参加していた電力関係者は、小委員会が政策選択肢に対応する「シナリオ」を審議する際に用いる資料を作成するにあたり、当初4つ存在したシナリオの中から電力事業者に不利となる可能性があるシナリオ3を削除し、電力関係者に不利となる可能性が比較的小さい3つの代表シナリオを示す資料を作成したが、このような行動は、小委員会の審議に対する誘導であったと認められる。

11. 「小委員会における結論への影響」はあったか

11. 1. 「小委員会における結論への影響」に関する小委員会委員の意見

「小委員会で合意され、結論が出ているので、議論をやり直すのは時間の無駄であり、全く必要ない」（山名委員）

「推進派のみの勉強会で作られた資料によって、小委員会の議論に影響があったとは感じない。できるだけ多様な意見が含まれる資料があるのはよいこと」（山地委員）

「勉強会が小委員会の議論の中身に影響があったとは思えない。どこかに議論を誘導しようという意図は感じない。誘導されるほど馬鹿じゃない」（山地委員）

「資料の作りによって小委員会における議論が影響されるようなことは、少なくとも私はない」（山地委員）

「小委員会ではそれぞれの立場から自由闊達な発言がなされ、活発な議論が行われたので、報告書に勉強会での議論が影響を及ぼしたとは思わない」（田中委員）

「小委員会資料の内容及び議論の流れについて、全量直接処分、全量再処理又は再処理と直接処分併存のどれかに偏っているという印象は無かった」（又吉委員）

「新聞報道にあったような、代表シナリオの数が4つから3つになったことについては、シナリオが4つという話は今初めて聞いたが、小委員会の代表シナリオに関する資料については違和感はなかった。鈴木座長が『小委員会では特定の施設の事業運営を可否を左右するようなことはしない』という事をおっしゃっており、その点においては、シナリオ3は提示を避けた方がいい内容かもしれないと考えている。ただ、シナリオが4つ示されていたならまた違っていただかもしれない」（又吉委員）

「小委員会では十分議論をしたし、その機会が十分与えられたと思っているので、小委員会に提出された資料が歪んでいたと認識はしているが、議論によって是正された」（松村委員）

「一面的な情報で資料を提示する仕方は問題であると考えている。流れをつくるうえでマイナスのデータを隠すようにしていると考えている」（伴委員）

「核燃料サイクルのシナリオを3つにしたことについて、小委員会には当初から3つの選択肢しか出ていなかったのので、それをベースに議論が進んだ。他の選択肢があるだろうとはその場ではなかなか思いつかなかった。代表シナリオを4つから3つにすることでFBRの研究開発の存続を図ったと認識している。4つのシナリオが小委員会で示されたのなら、3つのシナリオでは議論していなかった点（「もんじゅ」やFBR研究開発のあり方）も議論ができたと考えるので、4つから3つに絞ったことは合理的とは考えていない」（伴委員）

11. 2. シナリオを削ったことによる「小委員会の結論への影響」はあったか

11. 1. で引用したように、ほとんどの委員がシナリオの絞り込みによる「結論への影響」については否定的である。

他方、伴委員が「小委員会には当初から3つの選択肢しか出ていなかったのので、それをベースに議論が進んだ。他の選択肢があるだろうとはその場ではなかなか思いつかなかった」と指摘するように、意思決定や議論のための諸前提が、ある意図のもとで取捨選択されれば、そこから先の議論は与えられた前提の影響を受けることになる。関係者が影響を受けていないと考えていても、それが関係者の思考に影響を及ぼすことはある。

したがって、「勉強会」においてシナリオを削ったことが小委員会の結論に影響を及ぼしたと認めることはできないが、その可能性を完全に否定することまではできない。

第3章 調査に付随して判明した事項

当検証チームが行った内閣府のメールサーバーに保存されているメール記録を対象とする調査により、「勉強会」そのものの活動とは別に、以下の事実が判明したので追記する。

1. 5月1日の「調整会議」

2012（平成24）年5月8日に行われる小委員会の最終とりまとめを前に、5月1日、近藤委員長、鈴木座長、内閣府、文科省、経産省、JAEA、電事連、日本原燃により「調整会議」が実施された。

1. 1. 小委員会の最終とりまとめを前にした「調整会議」の開催

①4月26日17時08分、内閣府原子力政策担当室B氏は、文科省、経産省、JAEA、電事連、日本原燃に、「【案内】技術小委の最終まとめ打合せの実施について」と題するメールを送信した。

このメールには、「小委員会については、明日（4/27）の議論を踏まえ、5月8日の小委員会にて小委員会としての最終とりまとめを実施する予定です。そこで、最終とりまとめにあたり、少人数にて各省との調整会議の場を下記のとおり開催したいと思います」と記載され、出席予定者は、鈴木座長、文科省、経産省、JAEA、電事連（日本原燃含む）、内閣府事務局とされている。

②4月27日10時50分、鈴木座長は、内閣府原子力政策担当室A氏及びB氏（CC：近藤委員長）に「【機2】政策選択枝の総合評価（案）パワポ」と題するメールを送信した。

このメールには、「5月1日に皆さんに議論していただく総合評価案を添付します」「限られた人だけに回してください」という記載があり、鈴木座長がコメントを付した「代表シナリオの評価を踏まえた政策選択枝の総合評価」と題するファイルが添付されている。このファイルは小委員会の最終とりまとめに向けた原案の1つとなるものである。

③上記②のメールを受け、同日17時19分、内閣府原子力政策担当室B氏は、文科省、経産省、JAEA、電事連、日本原燃に、「【5/1打合せ用】政策選択枝の総合評価（案）の送付について」と題するメールを送付し、鈴木座長作成の「代表シナリオの評価を踏まえた政策選択枝の総合評価」を添付ファイルとして配布した。

④5月1日9時53分、内閣府原子力政策担当室B氏は、文科省、経産省、JAEA、電事連、日本原燃に、「(再送)【5/1打合せ用】政策選択枝の総合評価（案）の送付について」と題するメールを送信した。

このメールには「連休前に送付した資料に、連休中に鈴木座長他が修正を加えています」

と記載されており、鈴木座長他が修正を加えた「代表シナリオの評価を踏まえた政策選択枝の総合評価」のファイルが添付されている。

このメールは、同日15時から開催が予定されている「調整会議」で検討される「代表シナリオの評価を踏まえた政策選択枝の総合評価」のファイルの最新バージョンを出席予定者に事前配布する目的で送信されたものである。

このメールには「出席予定者」として、「近藤委員長、鈴木座長、内閣府（中村参事官、A氏、B氏、F氏）、文科省（生川課長、西條室長）、経産省（吉野課長、香山室長、苗村室長他1名）、JAEA（Q氏、R氏）、電事連（T氏）、JNFL（U氏）」と記載されている。

なお、会議の「場所」として、「中央合同庁舎7階 743会議室（サイクル勉強会の部屋）」という記載があるが、これは「勉強会」とこの「調整会議」の出席者が重なっていることを示している。

1. 2. 鈴木座長の見解

検証チームのヒアリングに対して、鈴木座長は、

「小委員会委員に対する総合評価についての意見の締切が5月2日だったので、自分が素案を書くために、その前に原子力委員と事務局の意見をすり合わせておきたかったために行ったもの。私が骨格を示して意見を出してもらった」

「4月24日までの勉強会とは違う位置付けだと認識していたが、電事連や日本原燃が入っていたのは、まとめる前に意見を聞くためだったが、今思えば問題だと思う」

と述べている（資料2-2）。

2. 新大綱策定会議に関する打合せ等

2. 1. 新大綱策定会議に関する4月16日の打合せ

①4月7日16時40分、内閣府原子力政策担当室B氏は、文科省、経産省、JAEAに、「【案内】FBRに関する近藤委員長との相談について」と題するメールを送信した。

このメールには、

「4月5日（木）に行いました大綱の進め方の打合せにおいて、『FBRの大綱での議論の進め方について、近藤委員長との調整が必要』との結論を受け、近藤委員長及び鈴木座長と日程調整をしました。その結果、下記の日程で近藤委員長との相談の場をセットいたしましたので、ご案内いたします」

「日 時：4月16日（月）10：00～

場 所：中央合同庁舎4号館7階 近藤委員長室

内 容：5月9日の大綱策定会議におけるFBRの議論の進め方

出席予定者：（内閣府）近藤委員長、鈴木座長、他事務局

（関係機関）文科省、経産省、JAEA、電事連 関係者」

「追伸：電事連には、当方から情報提供いたします」
などと記載されている。

②上記①のメールの履歴を遡ると、4月3日19時43分に、内閣府原子力政策担当室B氏が、文科省及びJAEAに、4月16日会議の事前打ち合わせの日程と場所が確定したことを伝えるメールを送信したことが分かる。

このメールには、

「日 時：4月5日（木）16時～

場 所：中央合同庁舎4号館7階742会議室（いつもの勉強会部屋（743会議室）ではなく、地震前の原安委定例会部屋です）

内 容：今後の大綱スケジュール」

と記載されている（出席予定者の記載なし）。

③上記①のメールの履歴をさらに遡ると、4月3日11時36分に、内閣府原子力政策担当室B氏が、文科省及びJAEAに、「【日程調整】大綱策定会議の今後のスケジュールの打合せ」と題するメールを送信したことが分かる。

このメールには、「(大綱策定会議での)核燃料サイクルの議論後を見据えた準備を始める必要があると考えております」「核燃料サイクル後の議論には文科省殿、JAEA殿にご協力が必要と思われる案件が多いことから、スケジュールについて打合せを実施したく」と記載されている。

上記③②①のメールを合わせ読むと、電事連が加わるのが明確になったのは、①の4月7日の段階ということになる。

2. 2. 電力関係者への新大綱策定会議資料の送付

①3月29日1時48分、内閣府原子力政策担当室J氏は、文科省、文科省、JAEA、電事連、日本原燃、電力中央研究所に、「【セット版】新大綱策定会議（第16回）の資料」と題するメールを送信した。このメールには、29日の新大綱策定会議資料の最終セット版のファイルが添付されている。

②4月17日20時48分、電事連担当者から内閣府原子力政策担当室A氏、B氏、C氏に「大綱記載案」と題するメールが送信された。このメールには「大綱策定会議記載案への意見」というファイルが添付されており、このファイルでは「X. Y 原子力安全の確保・向上に関する中間整理（案）」及び「X. Z 原子力利用の取組と国民・地域社会との

共生にむけて」に対する電事連の立場からのコメントが記載されている¹⁷。

3. 検討

3. 1. 5月1日の「調整会議」

5月1日の「調整会議」開催は、小委員会の審議の最終段階において、原子力委員会の近藤委員長、鈴木座長、各省の課長など「勉強会」参加者よりもハイレベルの担当者が、JAEA、電事連、日本原燃という電力事業者も加えて、最終とりまとめに向けた「調整」を行っていた事実を示すが¹⁸、このような「調整」は、原子力委員会に求められる中立性、公正性、透明性という観点から、不適切と言わざるを得ない。

3. 2. 新大綱策定会議に関する4月16日の打合せ

新大綱策定会議は、小委員会よりもさらに政策的色彩が強いものである。

JAEA、電事連、日本原燃などの電力関係者が、新大綱策定に関連して、パブリックコメントなどを通じて自らの立場を強く主張することは何ら妨げられない。

しかし、内閣府原子力政策担当室が、新大綱策定会議に向けた近藤委員長、鈴木座長が参加する事前準備の打合せ会に、電力関係者の参加を求め、提出予定の資料を事前に配布するという対応は、原子力委員会に求められる中立性、公正性、透明性という観点から、不適切と言わざるを得ない。

¹⁷ 4月19日の「勉強会」では、内閣府原子力政策担当室から、電事連のコメントを一部反映した「X. Z 原子力利用の取組と国民・地域社会との共生に向けて」が提出されている。しかし、その後に開催された3回の新大綱策定会議（4月24日、5月9日、5月23日）では、内閣府原子力政策担当室から提出された資料の中に「原子力安全の確保・向上に関する中間整理（案）」及び「X. Z 原子力利用の取組と国民・地域社会との共生にむけて」という題名の資料は見当たらない。

¹⁸ なお、5月1日の「調整会議」の参加者の多くは、「勉強会」の参加者と重複している。